

基本計画書

基本計画								
事項		記入欄						備考
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更						
フリガナ設置者		コクリツダイガクホウジン エヒメダイガク 国立大学法人 愛媛大学						
フリガナ大学の名称		エヒメダイガク 愛媛大学 (Ehime University)						
大学本部の位置		愛媛県松山市道後樋又10番13号						
大学の目的		愛媛大学は、学術の一中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献することを目的とする。						
新設学部等の目的		平成18年度から、特別選抜（推薦入試）の枠内に、愛媛県内高校等出身者を対象にした「地域特別枠（推薦B）」5人を導入し、将来、地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有し、地域社会において医学・医療発展に貢献出来る医師を目指すものを選抜してきた。 その後も、平成21年度からは、「緊急医師確保対策」に基づく臨時定員増（5人）及び「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえた定員増（5人）を、平成22年度からは、「経済財政改革の基本方針2009」を踏まえた臨時定員増（7人）を、平成27年度からは、「新成長戦略」に基づき臨時定員増（3人）を行っている。臨時定員15人については令和2・3年度及び令和4年度の増員申請を経て、「地域特別枠（推薦B）」の入学制度の定員枠20人（臨時定員15人、定員5人）を令和4年度まで維持している。 しかし、地域医療を取り巻く現状は厳しさを増し、医師不足の解消のみならず医師の地域遍在の解消は極めて喫緊の課題であることから、愛媛県からの要請を受け、愛媛県の医師確保計画に基づく奨学金を継続して活用し、引き続き令和5年度までの臨時定員増（15人）を行うものである。						
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
	法学部	年	人	年次人	人		年 月 第 年次	愛媛県松山市文京町3番
	人文社会学科 （昼間主コース）	4	275	3年次10	1,120	学士（法学・政策学、学術、人文学）	平成28年4月 第1年次	同上
	人文社会学科 （夜間主コース）	4	90	3年次20	400	学士（法学・政策学、学術、人文学）	平成28年4月 第1年次	同上
	教育学部 学校教育教員養成課程	4	160	－	640	学士（教育学）	平成11年4月 第1年次	愛媛県松山市文京町3番
	社会共創学部 産業マネジメント学科	4	70	－	280	学士（社会共創学）	平成28年4月 第1年次	愛媛県松山市文京町3番
	産業イノベーション学科	4	25	－	100	学士（社会共創学）	平成28年4月 第1年次	同上
	環境デザイン学科	4	35	－	140	学士（社会共創学）	平成28年4月 第1年次	同上
	地域資源マネジメント学科	4	50	－	200	学士（社会共創学）	平成28年4月 第1年次	同上
	理学部 理学科	4	225	－	900	学士（理学）	平成31年4月 第1年次	愛媛県松山市文京町2番5号
	医学部 医学科	6	110 (95)	2年次5 (5)	610 (595)	学士（医学）	令和5年4月 第1年次	愛媛県東温市志津川454
	看護学科	4	60	3年次10	260	学士（看護学）	平成6年4月 第1年次	同上
	工学部 工学科	4	500	3年次10	2,020	学士（工学）	平成31年4月 第1年次	愛媛県松山市文京町3番
	農学部 食料生産学科	4	70	3年次5	290	学士（農学）	平成28年4月 第1年次	愛媛県松山市樽味3丁目5番7号
								医学部医学科の今回の15人の入学定員の増員は、令和5年度のみ臨時定員増である。また、医学部医学科の令和4年度における収容定員は685人である。

人	入学定員	収容定員
令和4年度	110	685
令和5年度	110	685
令和6年度	95	670
令和7年度	95	655
令和8年度	95	640
令和9年度	95	625
令和10年度	95	610
令和11年度	95	595

	生命機能学科	4	45	3年次2	184	学士（農学）	平成28年4月 第1年次	同上	
	生物環境学科	4	55	3年次3	226	学士（農学）	平成28年4月 第1年次	同上	
	計		1,770 (1,755)	2年次5 3年次60	7,370 (7,355)				
同一設置者内における 変更状況 （定員の移行、名称の 変更等）		・研究科等連係課程実施基本組織地域レジリエンス学環（6）（令和4年7月設置報告済） ・理工学研究科 生産環境工学専攻 博士前期課程（廃止）（△62） 令和5年4月学生募集停止 物質生命工学専攻 博士前期課程（廃止）（△61） 令和5年4月学生募集停止 電子情報工学専攻 博士前期課程（廃止）（△59） 令和5年4月学生募集停止 数理物質科学専攻 博士前期課程（廃止）（△40） 令和5年4月学生募集停止 環境機能科学専攻 博士前期課程（廃止）（△28） 令和5年4月学生募集停止 理工学専攻 博士前期課程（250）（令和4年7月設置報告済） 生産環境工学専攻 博士後期課程（廃止）（△6） 令和5年4月学生募集停止 物質生命工学専攻 博士後期課程（廃止）（△5） 令和5年4月学生募集停止 電子情報工学専攻 博士後期課程（廃止）（△4） 令和5年4月学生募集停止 数理物質科学専攻 博士後期課程（廃止）（△4） 令和5年4月学生募集停止 環境機能科学専攻 博士後期課程（廃止）（△4） 令和5年4月学生募集停止 理工学専攻 博士後期課程（23）（令和4年7月設置報告済）							
教育 課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
	－	－科目	－科目	－科目	－科目	－単位			
教 員 組 織 の 概 要	学 部 等 の 名 称			専任教員等					兼 任 教 員 等
				教授	准教授	講師	助教	計	
	新 設	法文学部人文社会学科	人 34 (34)	人 27 (27)	人 8 (8)	人 1 (1)	人 70 (70)	人 0 (0)	人 28 (28)
		教育学部学校教育教員養成課程	36 (36)	31 (31)	4 (4)	1 (1)	72 (72)	0 (0)	65 (65)
		社会共創学部産業マネジメント学科	7 (7)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	14 (14)	0 (0)	54 (54)
		社会共創学部産業イノベーション学科	6 (6)	7 (7)	0 (0)	2 (2)	15 (15)	0 (0)	58 (58)
		社会共創学部環境デザイン学科	4 (4)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	62 (62)
		社会共創学部地域資源マネジメント学科	5 (5)	7 (7)	0 (0)	4 (4)	16 (16)	0 (0)	43 (43)
		理学部理学科	35 (35)	31 (31)	0 (0)	22 (22)	88 (88)	0 (0)	43 (43)
		医学部医学科	50 (50)	58 (58)	49 (49)	184 (184)	341 (341)	0 (0)	84 (84)
		医学部看護学科	10 (10)	1 (1)	3 (3)	8 (8)	22 (22)	0 (0)	24 (24)
		工学部工学科	40 (40)	36 (36)	10 (10)	22 (22)	108 (108)	0 (0)	44 (44)
		農学部食料生産学科	13 (13)	12 (12)	0 (0)	5 (5)	30 (30)	0 (0)	23 (23)
		農学部生命機能学科	6 (6)	7 (7)	1 (1)	4 (4)	18 (18)	0 (0)	28 (28)
		農学部生物環境学科	14 (14)	16 (16)	0 (0)	3 (3)	33 (33)	0 (0)	34 (34)
		計	260 (260)	244 (244)	77 (77)	257 (257)	838 (838)	0 (0)	590 (590)
	分 設	なし	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
		計	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
	合 計			260 (260)	244 (244)	77 (77)	257 (257)	838 (838)	0 (0)

教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計		大学全体						
	事 務 職 員		345人 (345)		428人 (428)		773人 (773)								
	技 術 職 員		520 (520)		138 (138)		658 (658)								
	図 書 館 専 門 職 員		18 (18)		0 (0)		18 (18)								
	そ の 他 の 職 員		1 (1)		592 (592)		593 (593)								
	計		884 (884)		1,158 (1,158)		2,042 (2,042)								
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の学校等の専用		計		大学全体				
	校 舎 敷 地		321,266㎡		0㎡		0㎡		321,266㎡						
	運 動 場 用 地		79,745㎡		0㎡		0㎡		79,745㎡						
	小 計		401,011㎡		0㎡		0㎡		401,011㎡						
	そ の 他		4,257,149㎡		0㎡		0㎡		4,257,149㎡						
	合 計		4,658,160㎡		0㎡		0㎡		4,658,160㎡						
校 舎			専 用		共 用		共用する他の学校等の専用		計		大学全体				
			220,539㎡ (220,539㎡)		0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)		220,539㎡ (220,539㎡)						
教室等		講義室		演習室		実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		大学全体			
		132室		93室		558室		32室 (補助職員 0人)		9室 (補助職員 0人)					
専 任 教 員 研 究 室				新設学部等の名称				室 数							
				大学全体				791 室							
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点		視聴覚資料 点		機械・器具 点		標本 点		
	大学全体		1,120,488 [322,256] (1,120,488 [322,256])		23,707 [7,781] (23,707 [7,781])		4,029 [2,415] (4,029 [2,415])		6,978 (6,978)		12,275 (12,275)		1 (1)		
	計		1,120,488 [322,256] (1,120,488 [322,256])		23,707 [7,781] (23,707 [7,781])		4,029 [2,415] (4,029 [2,415])		6,978 (6,978)		12,275 (12275)		1 (1)		
図書館			面積			閲覧座席数			収 納 可 能 冊 数			大学全体			
			10,615㎡			1,002			782,556						
体育館			面積			体育館以外のスポーツ施設の概要									
			10,486㎡			武道場1、弓道場1、テニスコート22面、水泳プール4基									
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費（運営費交付金）による					
		教員1人当り研究費等		—	—	—	—	—	—						
		共同研究費等		—	—	—	—	—	—						
		図 書 購 入 費	—	—	—	—	—	—	—						
	設 備 購 入 費	—	—	—	—	—	—	—							
	学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次							
		—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円							
学生納付金以外の維持方法の概要				—											
大 学 の 名 称 愛媛大学															
学 部 等 の 名 称			修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所 在 地					
法文学部			年	人	年次人	人		倍							
人文社会学科 昼間主コース			4	275	3年次 10	1,120	学士 (法学・政策学、学術、人文学)	1.01	平成28	愛媛県松山市文京町3番					

人文社会学科 夜間主コース	4	90	3年次 20	400	学士 (法学・政策 学、学術、人 文学)	1.04	平成28	同上	
教育学部						1.03			
学校教育教員養成課程	4	160	-	620	学士 (教育学)	1.03	平成11	愛媛県松山市文京 町3番	令和2年度より入 学定員増(20
特別支援教育教員養成課程	4	-	-	-	学士 (教育学)	-	平成20	同上	令和2年度より学 生募集停止
社会共創学部						1.04			
産業マネジメント学科	4	70	-	280	学士 (社会共創 学)	1.05	平成28	愛媛県松山市文京 町3番	
産業イノベーション学科	4	25	-	100	学士 (社会共創 学)	1.03	平成28	同上	
環境デザイン学科	4	35	-	140	学士 (社会共創 学)	1.02	平成28	同上	
地域資源マネジメント学科	4	50	-	200	学士 (社会共創 学)	1.07	平成28	同上	
理学部						1.04			
理学科	4	225	-	900	学士 (理学)	1.04	平成31	愛媛県松山市文京 町2番5号	
医学部									
医学科	6	110	2年次 5	685	学士 (医学)	1.00	昭和48	愛媛県東温市志津 川454	令和4年度入学定 員増(15人)
看護学科	4	60	3年次 10	260	学士 (看護学)	1.00	平成6	同上	
工学部						1.01			
工学科	4	500	3年次 10	2,020	学士 (工学)	1.01	平成31	愛媛県松山市文京 町3番	
農学部						1.05			
食料生産学科	4	70	3年次 5	290	学士 (農学)	1.06	平成28	愛媛県松山市樽味 3丁目5番7号	
生命機能学科	4	45	3年次 2	184	学士 (農学)	1.04	平成28	同上	
生物環境学科	4	55	3年次 3	226	学士 (農学)	1.04	平成28	同上	
人文社会科学部研究科 (修士課程)									
法文学専攻	2	12	-	24	修士 (法学、人文 学)	0.53	令和2	愛媛県松山市文京 町3番	

既設大学等の状況	産業システム創成専攻	2	8	-	16	修士 (経済学、学術)	1.00	令和2	同上	医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員数
	教育学研究科 (修士課程)									
	心理発達臨床専攻 (専門職学位課程)	2	10	-	20	修士 (臨床心理学)	0.95	令和2	愛媛県松山市文京町3番	
	教育実践高度化専攻	2	40	-	80	教職修士 (専門職)	1.01	令和2	同上	
	医学系研究科 (博士課程)									
	医学専攻 (博士前期課程)	4	30	-	120	博士 (医学)	1.10	平成18	愛媛県東温市志津川454	
	看護学専攻	2	12	-	24	修士 (看護学)	0.59	平成10	同上	
			【2】		【4】					
	(博士後期課程)									
	看護学専攻	3	2	-	6	博士 (看護学)	1.50	令和2	同上	
	理工学研究科 (博士前期課程)									
	生産環境工学専攻	2	62	-	124	修士 (工学)	1.14	平成18	愛媛県松山市文京町3番	
	物質生命工学専攻	2	61	-	122	修士 (工学)	1.14	平成18	同上	
	電子情報工学専攻	2	59	-	118	修士 (工学)	1.03	平成18	同上	
	数理物質科学専攻	2	40	-	80	修士 (理学)	0.83	平成18	同上	
	環境機能科学専攻 (博士後期課程)	2	28	-	56	修士 (理学)	0.92	平成18	同上	
	生産環境工学専攻	3	6	-	18	博士 (工学)	0.88	平成18	同上	
	物質生命工学専攻	3	5	-	15	博士 (工学)	0.66	平成18	同上	
	電子情報工学専攻	3	4	-	12	博士 (工学)	0.16	平成18	同上	
	数理物質科学専攻	3	4	-	12	博士 (理学)	1.75	平成18	同上	
	環境機能科学専攻	3	4	-	12	博士 (理学)	0.58	平成18	同上	
	農学研究科 (修士課程)									

食料生産学専攻 <
--

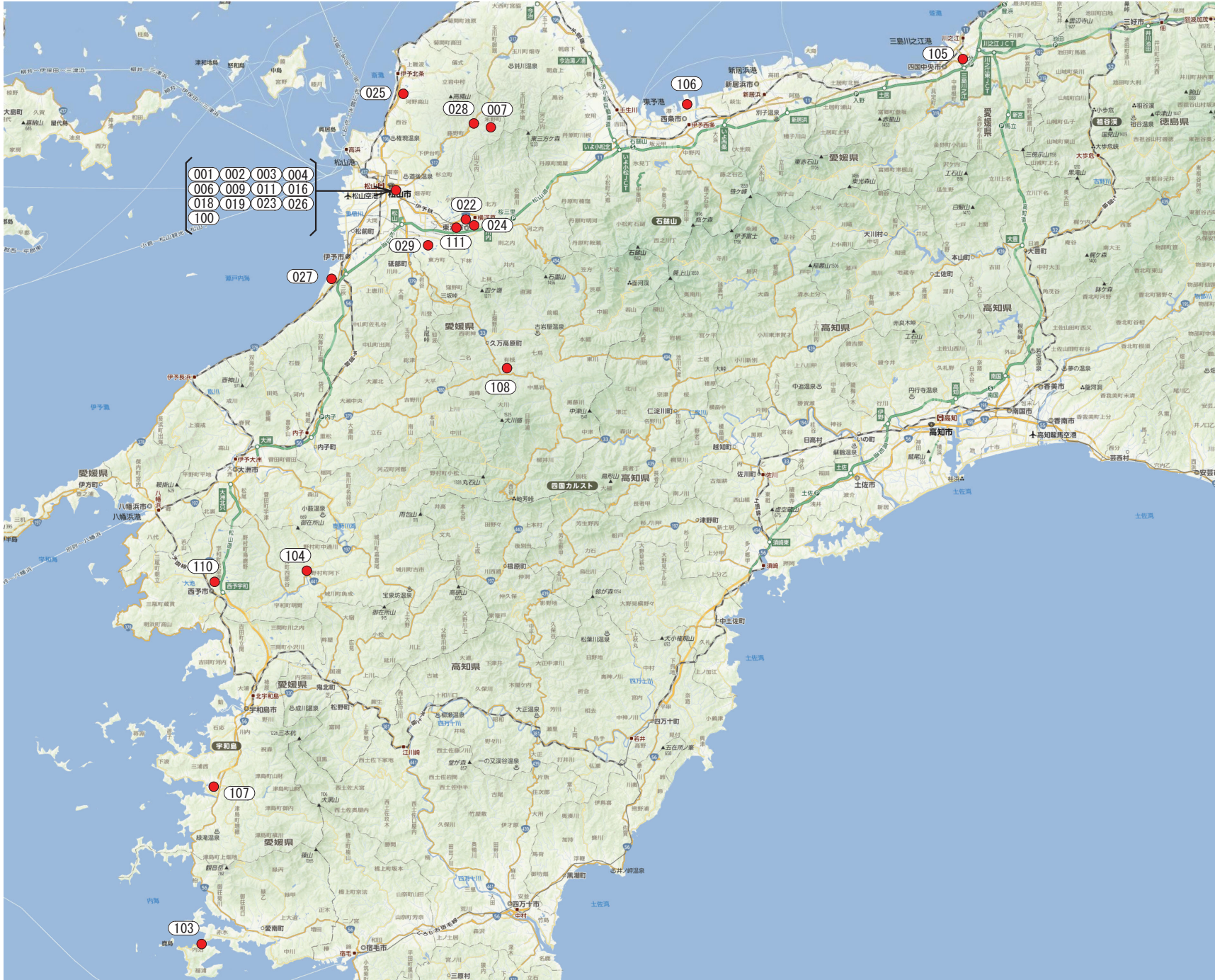
	名称：農学部附属農場 目的：農学の理論を探究しつつ、応用技術を総合化する研究及び学生生徒の実験実習 所在地：愛媛県松山市八反地甲498番地 設置年月：昭和29年4月 規模等：土地面積 187,722㎡
	名称：農学部附属演習林 目的：森林・林業に関する研究及び学生生徒の実験実習 所在地：愛媛県松山市大井野町乙145番2 設置年月：昭和32年9月 規模等：土地面積 3,838,905㎡

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の出容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 6 空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

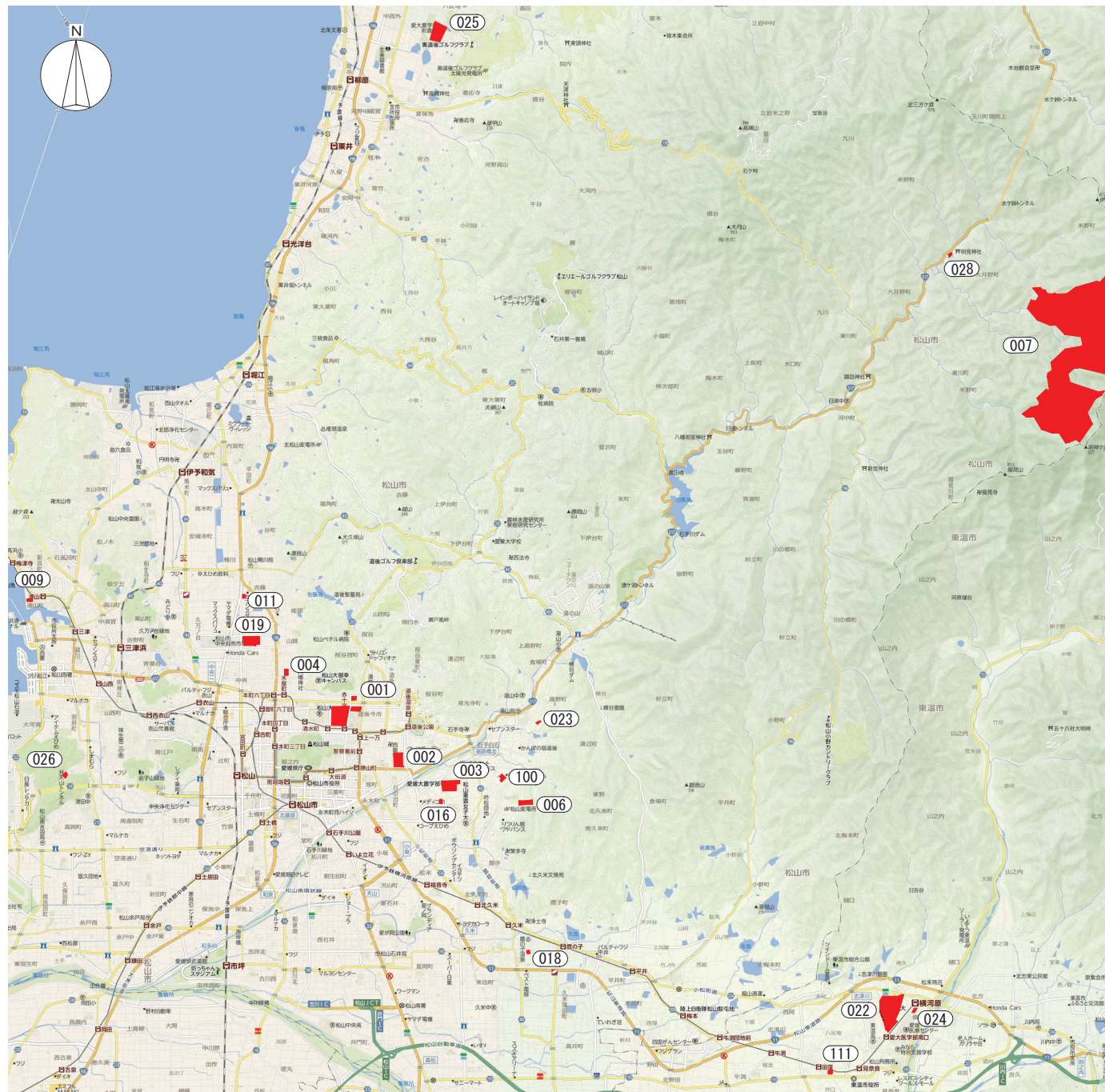
国立大学法人 愛媛大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和5年度 (医学部定員増をしなかった場合)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		令和5年度 (医学部定員増をした場合)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
愛媛大学					愛媛大学				
法文学部		3年次			法文学部		3年次		
人文社会科学科	365	30	1,520		人文社会科学科	365	30	1,520	
(昼間主コース)	275	10	1,120		(昼間主コース)	275	10	1,120	
(夜間主コース)	90	20	400		(夜間主コース)	90	20	400	
教育学部					教育学部				
学校教育教員養成課程	160	-	640		学校教育教員養成課程	160	-	640	
社会共創学部					社会共創学部				
産業マネジメント学科	70	-	280		産業マネジメント学科	70	-	280	
産業イノベーション学科	25	-	100		産業イノベーション学科	25	-	100	
環境デザイン学科	35	-	140		環境デザイン学科	35	-	140	
地域資源マネジメント学科	50	-	200		地域資源マネジメント学科	50	-	200	
理学部					理学部				
理学科	225	-	900		理学科	225	-	900	
医学部		2年次			医学部		2年次		
医学科	95	5	595		医学科	110	5	610	定員変更(15)
看護学科	60	10	260		看護学科	60	10	260	
工学部		3年次			工学部		3年次		
工学科	500	10	2,020		工学科	500	10	2,020	
農学部		3年次			農学部		3年次		
食料生産学科	70	5	290		食料生産学科	70	5	290	
生命機能学科	45	2	184		生命機能学科	45	2	184	
生物環境学科	55	3	226		生物環境学科	55	3	226	
計	1,755	5 3年次 60	7,355		計	1,770	5 3年次 60	7,370	
愛媛大学大学院					愛媛大学大学院				
人文社会科学研究科					人文社会科学研究科				
法文学専攻(M)	12	-	24		法文学専攻(M)	12	-	24	
(うち、法文学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2		(うち、法文学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2	
産業システム創成専攻(M)	8	-	16		産業システム創成専攻(M)	8	-	16	
(うち、産業システム創成専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2		(うち、産業システム創成専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2	
教育学研究科					教育学研究科				
心理発達臨床専攻(M)	10	-	20		心理発達臨床専攻(M)	10	-	20	
教育実践高度化専攻(P)	40	-	80		教育実践高度化専攻(P)	40	-	80	
医学系研究科					医学系研究科				
医学専攻(D)	30	-	120		医学専攻(D)	30	-	120	
看護学専攻(M)	12	-	24		看護学専攻(M)	12	-	24	
(うち、看護学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(2)	-	(4) ※1		(うち、看護学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(2)	-	(4) ※1	
看護学専攻(D)	2	-	6		看護学専攻(D)	2	-	6	
理工学研究科					理工学研究科				
生産環境工学専攻(M)	0	-	0		生産環境工学専攻(M)	0	-	0	令和5年4月学生募集停止
物質生命工学専攻(M)	0	-	0		物質生命工学専攻(M)	0	-	0	令和5年4月学生募集停止
電子情報工学専攻(M)	0	-	0		電子情報工学専攻(M)	0	-	0	令和5年4月学生募集停止
数理物質科学専攻(M)	0	-	0		数理物質科学専攻(M)	0	-	0	令和5年4月学生募集停止
環境機能科学専攻(M)	0	-	0		環境機能科学専攻(M)	0	-	0	令和5年4月学生募集停止
理工学専攻(M)	250	-	500		理工学専攻(M)	250	-	500	
(うち、理工学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(2)	-	(4) ※2		(うち、理工学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(2)	-	(4) ※2	
生産環境工学専攻(D)	0	-	0		生産環境工学専攻(D)	0	-	0	令和5年4月学生募集停止
物質生命工学専攻(D)	0	-	0		物質生命工学専攻(D)	0	-	0	令和5年4月学生募集停止
電子情報工学専攻(D)	0	-	0		電子情報工学専攻(D)	0	-	0	令和5年4月学生募集停止
数理物質科学専攻(D)	0	-	0		数理物質科学専攻(D)	0	-	0	令和5年4月学生募集停止
環境機能科学専攻(D)	0	-	0		環境機能科学専攻(D)	0	-	0	令和5年4月学生募集停止
理工学専攻(D)	23	-	69		理工学専攻(D)	23	-	69	
農学研究科					農学研究科				
食料生産学専攻(M)	26	-	52		食料生産学専攻(M)	26	-	52	
(うち、食料生産学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※1		(うち、食料生産学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※1	
(うち、食料生産学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2		(うち、食料生産学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2	
生命機能学専攻(M)	23	-	46		生命機能学専攻(M)	23	-	46	
生物環境学専攻(M)	23	-	46		生物環境学専攻(M)	23	-	46	
(うち、生物環境学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(2)	-	(4) ※1		(うち、生物環境学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(2)	-	(4) ※1	
(うち、生物環境学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2		(うち、生物環境学専攻から地域レジリエンス学環の内数とする入学定員数及び収容定員数)	(1)	-	(2) ※2	
連合農学研究科					連合農学研究科				
生物資源生産学専攻(D)	9	-	27		生物資源生産学専攻(D)	9	-	27	
生物資源利用学専攻(D)	4	-	12		生物資源利用学専攻(D)	4	-	12	
生物環境保全学専攻(D)	4	-	12		生物環境保全学専攻(D)	4	-	12	
医農融合公衆衛生学環(M)	(5)	-	(10) ※1		医農融合公衆衛生学環(M)	(5)	-	(10) ※1	
地域レジリエンス学環(M)	(6)	-	(12) ※2		地域レジリエンス学環(M)	(6)	-	(12) ※2	
計	476	-	1,054		計	476	-	1,054	
※1 医農融合公衆衛生学環(M)の入学定員及び収容定員は、医学系研究科看護学専攻(M)、農学研究科食料生産学専攻(M)、農学研究科食料生産学専攻(M)及び農学研究科生物環境学専攻(M)の内数とする。					※1 医農融合公衆衛生学環(M)の入学定員及び収容定員は、医学系研究科看護学専攻(M)、農学研究科食料生産学専攻(M)、農学研究科食料生産学専攻(M)及び農学研究科生物環境学専攻(M)の内数とする。				
※2 地域レジリエンス学環(M)の入学定員及び収容定員は、人文社会科学研究科法文学専攻(M)、人文社会科学研究科産業システム創成専攻(M)、理工学研究科理工学専攻(M)、農学研究科食料生産学専攻(M)及び農学研究科生物環境学専攻(M)の内数とする。					※2 地域レジリエンス学環(M)の入学定員及び収容定員は、人文社会科学研究科法文学専攻(M)、人文社会科学研究科産業システム創成専攻(M)、理工学研究科理工学専攻(M)、農学研究科食料生産学専攻(M)及び農学研究科生物環境学専攻(M)の内数とする。				



学校番号	学 校 名	作成年度
0352	愛媛大学	R4年度

-図面-1-



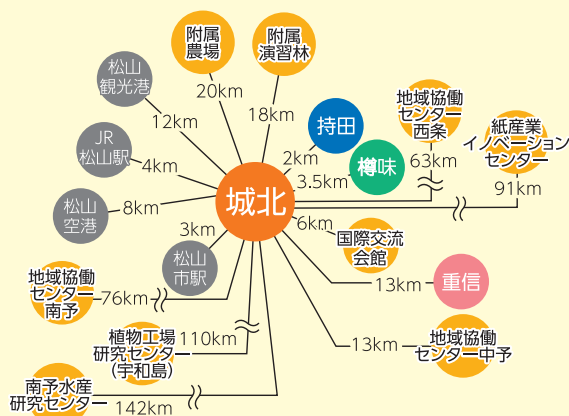
団地番号	団地名	所在地名	学部等名
(001)	城北	松山市文京町3番・文京町2番5号、道後樋又10番13号	法文・理・工・教育・社会共創・共通教育・大学本部
(002)	持田	松山市持田町1丁目5番22号	附属小・中・幼・特別支援学校
(003)	樟味	松山市樟味3丁目5番7号	農・附属高校
004	御幸	松山市御幸2丁目3番15号	学生寄宿舍
006	畑寺	松山市畑寺町丙47番2号	農・附属高校
007	米野	松山市米野町乙184-1	演習林
009	梅津寺	松山市梅津寺町1861	借用団地（課外施設 ボート艇庫）
011	東長戸	松山市東長戸4丁目3番1号	職員宿舎
016	北吉井	松山市桑原2丁目9番8号	職員宿舎
018	鷹子	松山市鷹子町40番地	国際交流会館
019	山越	松山市山越4丁目11番10号	屋外運動場・課外施設
(022)	重信	東温市志津川	医学部・附属医院
023	溝辺	松山市溝辺町乙298番地	附属高校
024	横河原	東温市横河原	職員宿舎
025	北条	松山市八反地甲498番地	附属農場
026	津田山	松山市北斎院町津田山乙223番地	附属特別支援学校
027	伊予	伊予市森下新田甲736番1	借用団地（課外施設 ヨット艇庫）
028	大井野	松山市大井野町乙145番2	演習林・短期学生宿舍
029	東方	松山市東方町甲2032-1、2034-1、2036、2037	附属農場
100	東野	松山市東野4丁目222番地	演習林
103	愛南	南宇和郡愛南町船越1289-1 南宇和郡愛南町内泊25-1	借用団地（南宇水産研究センター）
104	野村	西予市野村町野村9号53番地	借用団地（地域サテライトセンター）
105	川の江	四国中央市委島町乙127	借用団地（紙産業イノベーションセンター）
106	西条	西条市ひうち1番地16	借用団地（地域協働センター西条）
107	宇和島	宇和島市津島町近家1651番34	借用団地（植物工場研究センター）
108	久万	上浮穴郡久万高原町菅生二番耕地280-38	借用団地（農学部）
110	宇和	西予市宇和町卯之町2-24	借用団地（地域協働センター南予）
111	田窪	東温市田窪300-2	借用団地（地域協働センター中予）

学校番号	学 校 名	作成年度
0352	愛 媛 大 学	R4年度

エリアマップ



各施設へのアクセス



城北キャンパス 【市内電車】 赤十字病院前下車→徒歩3分

樽味キャンパス 【市内バス8番線】 愛大農学部前下車

持田地区 【市内電車】 勝山町下車→徒歩10分
【市内バス10番線】 附属中学前下車

重信キャンパス 【郊外電車横河原線】 愛大医学部南口駅下車→徒歩5分
【路線バス森松・横河原線】 愛大病院前下車
【郊外バス川内方面行き】 北吉井小学校前または愛大病院前下車
【郊外バス新居浜方面行き】 愛大病院前下車

A R E A M A P



交通アクセス

■バス利用の場合

松山市駅前⑧番のりばから川内方面行きに乗車、
愛大病院前で下車(約35分)

■電車利用の場合

JR松山駅から徒歩5分、伊予鉄大手町駅で横河原
方面に乗車、愛大医学部南口で下車(約35分)

■タクシー利用の場合

松山市駅～愛媛大学医学部及び附属病院(約30分)
JR松山駅～愛媛大学医学部及び附属病院(約40分)
松山空港～愛媛大学医学部及び附属病院(約50分)

愛媛大学大学院医学系研究科

Ehime University Graduate School of Medicine

愛媛大学医学部／附属病院

University School of Medicine／University Hospital



目次

第1章 総則

第1節 目的等（第1条～第3条）

第2節 教育研究組織（第4条）

第3節 収容定員（第5条）

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日（第6条～第8条）

第2節 修業年限及び在学期間（第9条・第10条）

第3節 教育課程及び履修方法（第11条～第28条）

第4節 入学（第29条～第40条）

第5節 休学、留学、退学等（第41条～第45条）

第6節 卒業の認定及び学位の授与（第46条～第48条）

第7節 教育職員免許（第49条）

第8節 賞罰（第50条・第51条）

第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び
外国人留学生（第52条～第57条）

第10節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第58条～第70条）

第3章 厚生補導（第71条・第72条）

第4章 公開講座等（第73条・第74条）

附則

第1章 総則

第1節 目的等

（目的）

第1条 愛媛大学（以下「本学」という。）は、学術の一中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献することを目的とする。

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（点検評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究上の目的の公表等）

第3条 本学は、学部、学科又は課程ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第2節 教育研究組織

（学科、課程）

第4条 本学の学部に、次の学科及び課程を置く。

法文学部	人文社会学科
教育学部	学校教育教員養成課程
社会共創学部	産業マネジメント学科
	産業イノベーション学科

	環境デザイン学科
	地域資源マネジメント学科
理学部	理学科
医学部	医学科
	看護学科
工学部	工学科
農学部	食料生産学科
	生命機能学科
	生物環境学科

第3節 収容定員 (収容定員)

第5条 各学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		入学定員	編入学定員		総定員
			第2年次	第3年次	
法文学部	人文社会学科	人		人	人
	昼間主コース	275		10	1,120
	夜間主コース	90		20	400
	計	365		30	1,520
教育学部	学校教育教員養成課程	160			640
	計	160			640
社会共創学部	産業マネジメント学科	70			280
	産業イノベーション学科	25			100
	環境デザイン学科	35			140
	地域資源マネジメント学科	50			200
	計	180			720
理学部	理学科	225			900
	計	225			900
医学部	医学科	95	5		595
	看護学科	60		10	260
	計	155	5	10	855
工学部	工学科	500		10	2,020
	計	500		10	2,020
農学部	食料生産学科	70		5	290
	生命機能学科	45		2	184
	生物環境学科	55		3	226
	計	170		10	700
合計		1,755	5	60	7,355

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月23日まで

後学期 9月24日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。
(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日（法文学部の夜間主コースを除く。）

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月7日から9月30日まで

開学記念日 11月11日

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第9条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては、6年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学入学資格を有した後に本学の科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位を修得し本学に入学する場合で、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(在学期間)

第10条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。ただし、医学部医学科にあつては、1年次、2年次及び3年次において6年(第36条の2の規定により第2年次に編入学した者の2年次及び3年次においては4年)並びに4年次、5年次及び6年次において6年を超えることができないものとし、医学部看護学科にあつては、1年次及び2年次において4年並びに3年次及び4年次において4年を超えることができないものとする。

第3節 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第11条 授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

- 2 共通教育科目及び専門教育科目の授業科目及び単位数は、別に定める。

(教育課程の編成方針)

第12条 学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。
3 先進的・学際的研究領域の次世代を担う優れた人材を養成することを目的として、第1項に規定する教育課程とは別に、教育課程を設けることができる。

(教育課程の編成方法)

第13条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(教職に関する専門教育科目)

第14条 教育職員免許状を受ける資格を得させるため、教育学部以外の学部においても、教職に関する専門教育科目を設けることができる。

(履修方法)

第15条 学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法は、各学部規程の定めるところによる。

(履修科目の登録の上限)

第16条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

- 2 前項の別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、

前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 17 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第 25 条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 24 条第 2 項及び第 4 項並びに第 25 条第 1 項及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 18 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、学長がその計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修が認められた者の修業年限は、第 9 条第 1 項に規定する修業年限に、4 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数とする。

3 第 1 項の規定により計画的な履修が認められた者の在学期間は、第 9 条第 1 項に規定する修業年限の 2 倍の年数に、4 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数を超えることができない。

(単位計算方法)

第 19 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、この限りでない。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与及び成績判定)

第 20 条 授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、前条第 2 項の授業科目については、別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 授業科目の成績は、原則として、秀、優、良、可又は不可の 5 種の評語をもって表わし、秀、優、良及び可を合格とする。

(成績評価基準等の明示等)

第 21 条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業の方法)

第 22 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(他学部授業科目の履修)

第23条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て当該学部長の許可を得なければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第24条 本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生を他の大学又は短期大学に派遣の上、授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が修得した単位は、第17条第1項及び第2項並びに第25条第1項及び第25条の2第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲内で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 第1項の規定により、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

4 第1項から前項までの規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第17条第1項及び第2項並びに前条第2項及び第4項並びに次条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(休学期間中の授業科目の履修等)

第25条の2 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第17条第1項及び第2項並びに第24条第2項及び第4項並びに第25条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(外国人留学生に関する授業科目等の特例)

第26条 第57条に規定する外国人留学生に対しては、第11条に規定する共通教育科目として、留学生対象科目を開設する。

2 外国人留学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法については、第15条の規定にかかわらず、別に特例を定める。

(外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例)

第27条 前条の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要がある場合に準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第28条 本学又は各学部は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4節 入学

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中であっても、学期の始めに入

学させることができる。

(入学資格)

第30条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第31条 本学に入学を志願する者は、所定の期間に入学願書に別に定める書類及び第58条第1項に規定する検定料を添えて学長あてに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第32条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第33条 前条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、第59条第1項に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、第66条第1項及び第2項の規定により入学料の免除又は第67条第1項の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除・徴収猶予申請書の提出をもって、入学料の納付に代えるものとする。

(入学許可)

第34条 学長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第35条 次の各号の一に該当する者で、編入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
- (4) 修業年限4年以上の大学に在学し、相当の単位を修得した者
- (5) 学校教育法施行規則第100条の2に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者（大学入学資格を有する者に限る。）
- (6) 学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者（大学入学資格を有する者に限る。）
- (7) 外国において学校教育における14年の課程（日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者
- (8) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (9) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項

に規定する者に限る。)

2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。ただし、第3号に掲げる者にあつては、毎学年の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(第3年次編入学)

第36条 前条に定めるもののほか、第5条に定める第3年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 修業年限4年以上の大学に2年以上在学し、相当の単位を修得した者

(4) 学校教育法施行規則第100条の2に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)

(5) 学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)

(6) 外国において学校教育における14年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者

(7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者

(8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

2 前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。

(医学部医学科第2年次編入学)

第36条の2 第35条に定めるもののほか、第5条に定める医学部医学科の第2年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者(医学を履修する課程を卒業した者を除く。)

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者(学士(医学)の学位を授与された者を除く。)

(3) 大学院(修士課程又は博士課程)を修了した者

(4) 外国において学校教育における16年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者(医学を履修する課程を卒業した者を除く。)

2 前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。

(再入学)

第37条 本学を退学した者又は除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学及び再入学の出願手続等)

第38条 第35条から前条までに規定する編入学及び再入学に係る入学の出願及び入学手続等については、第31条及び第33条の規定を準用する。

(転学部)

第39条 本学の一の学部の学生で他の学部に転学部を志願する者があるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が転学部を許可することがある。

2 前項の規定により転学部を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(入学許可の取消)

第40条 第33条の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取り消す。

第5節 休学、留学、退学等

(休学)

第41条 学生が疾病その他の理由により2か月以上修学することができない場合は、学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学は、1年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を許可することがある。ただし、休学期間は連続して3年を超えることができない。

4 疾病のため修学することが適当でないと認める場合には、学部長は、学長の承認を得て休学を命ずることがある。

5 休学期間中にその休学の理由が消滅したときは、学部長の許可を得て復学することができる。

6 休学が2か月以上にわたるときは、その期間は、第9条第1項に規定する修業年限に算入しない。

7 休学した期間は、これを第10条に規定する在学期間に算入しない。

8 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

(留学)

第42条 学生が、第24条の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第9条に規定する修業年限及び第10条に規定する在学期間に算入するものとする。

(退学)

第43条 学生が退学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

(受験許可)

第44条 学生が他の大学に入学を志願するとき、又は本学の他の学部に変更して入学を志願するときは、学部長を経て学長の受験許可を得なければならない。

(除籍)

第45条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第10条に規定する在学期間を超えた者又は第41条第8項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(2) 長期にわたり行方不明の者

(3) 授業料の納付の義務を怠る者

(4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の一部の免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

第6節 卒業の認定及び学位の授与

(卒業)

第46条 第9条第1項に規定する期間以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第22条第2項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定する。ただし、卒業の要件となる単位数が124単位(医学部医学科にあっては、188単位)を超える学部にある場合は、その超える単位数を60単位に加えて認定する。

3 第1項に規定する卒業の認定には、学部の定めるところにより、GPA (Grade Point Average) の基準を満たすことを卒業要件に加えることができる。

4 卒業させる時期は、各学期の終わりとする。

(早期卒業)

第47条 本学が別に定めるところにより、学生(医学部医学科の学生を除く。)で3年以上在学し

たもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件として当該学部規程の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条第1項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第48条 卒業者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

第7節 教育職員免許

(教育職員免許)

第49条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を得ることができる。

2 前項の規定に基づく資格を得た者が受けることのできる学部及び学科又は課程ごとの教育職員免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

第8節 賞罰

(表彰)

第50条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第51条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、学部長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限り、これを行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席が常でなく成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第9条第1項に規定する修業年限に算入しない。

第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び外国人留学生

(研究生)

第52条 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、特定事項について本学において研究することを志願する者があるときは、学部の授業及び研究、又は国立大学法人愛媛大学基本規則（以下「基本規則」という。）第30条に定める機構等及び基本規則第31条に定める学内施設（以下「機構等・学内施設」という。）の研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。

(科目等履修生及び聴講生)

第53条 本学の授業科目中、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部又は教育・学生支援機構が行う授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として学部長又は教育・学生支援機構長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、毎学期の始めとし、その在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、在学期間を更新することができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第20条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第54条 他の大学若しくは短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校で、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、別に定めるところにより、特別聴講学生として学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

(受託研究生等)

第 55 条 公共機関等から受託研究生等として受入れの依頼があったときは、学部の授業及び研究、又は機構等・学内施設の研究に妨げのない限り、選考の上、受託研究生等として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が受入れを許可することがある。

(研究生等に関する規程)

第 56 条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び受託研究生等に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第 57 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、第 5 条に規定する収容定員の定員外とすることができる。

3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 10 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第 58 条 検定料の額は、国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則（以下「料金規則」という。）に定める額とする。

2 受理した検定料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したときは、当該納付した者の申出により検定料相当額の一部を返還する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、個別学力検査において、出願書類等による選抜（以下「第 1 段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り、学力検査その他による選抜（以下「第 2 段階目の選抜」という。）を行う場合に、第 1 段階目の選抜の不合格者が第 2 段階目の選抜に係る検定料の返還を申し出た場合は、当該検定料相当額を返還する。

(入学料)

第 59 条 入学料の額は、料金規則に定める額とする。

2 受理した入学料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、入学料を納付した者が、所定の入学手続き期間内に入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該入学料相当額を返還する。

(授業料)

第 60 条 学生は、授業料を納付しなければならない。

2 授業料の額は、料金規則に定める額とし、次の 2 期に分けてそれぞれの年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとする。

前期 4 月 1 日から 9 月 23 日まで

納付期 4 月 1 日から 4 月 30 日まで

後期 9 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

納付期 9 月 24 日から 10 月 31 日まで

3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。

4 授業料を所定の期日までに納付しない者に対しては、登学を停止することがある。

5 受理した授業料は、返還しない。

6 前項の規定にかかわらず、前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者で、休学を許可された時期が前期又は後期に係る授業料の納付期の場合は、納付した者の申出により休学を開始する月の翌月（休学を開始する日が月の初日のときは、休学を開始する日の属する月）以降の授業料相当額を返還する。

7 第 5 項の規定にかかわらず、前期及び後期に係る授業料を納付した者が後期に係る授業料の納付期前に休学（前期に係る授業料の納付期に休学した場合を除く。）又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。

(復学の場合の授業料)

第 61 条 復学した者の授業料の額は、月割額に復学当月から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学当月に納付しなければならない。

(学年中途卒業の場合の授業料)

第 62 条 学年の途中で卒業する者の授業料の額は、月割額に在学する月数を乗じて得た額をその当初の月に納付しなければならない。

(退学及び除籍の場合の授業料)

第 63 条 退学する者又は除籍され、若しくは退学を命ぜられた者についても、その期の授業料を徴収する。

(停学の場合の授業料)

第 64 条 停学を命ぜられた者についても、その期間中の授業料は徴収する。

(寄宿料)

第 65 条 寄宿舎に入寮した者は、寄宿料を納付しなければならない。

2 寄宿料の額は、料金規則に定める額とし、入寮当月から退寮当月までの間、毎月当月分を所定の日までに納付するものとする。ただし、休業期間中の寄宿料については、その開始前に納付しなければならない。

3 受理した寄宿料は、返還しない。

(検定料の免除)

第 65 条の 2 特別な事情により検定料を納付することが著しく困難であると認められる者については、検定料を免除することがある。

2 検定料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の免除)

第 66 条 特別な事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者については、その者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。）

第 8 条第 1 項に定める授業料等減免対象者として認定された者については、入学料の全額又は一部を免除することがある。

3 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

第 67 条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の徴収を猶予することがある。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難である者

(2) 入学前 1 年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者

(3) その他やむを得ない事情があると認められる者

2 前項の規定により入学料の徴収を猶予する期間は、4 月入学者については 9 月 23 日まで、9 月入学者については 2 月末日までとする。

3 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の免除等)

第 68 条 次の各号の一に該当する者については、授業料を免除することがある。

(1) 経済的理由により納付が困難であり、かつ、本学が別に定める学力基準を満たす者

(2) 休学、死亡等やむを得ない事情があると認められる者

(3) 修学支援法第 8 条第 1 項に定める授業料等減免対象者として認定された者

(4) その他学長が特に必要と認める者

2 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難な者又はやむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予することがある。

3 特別の事情があると認められる者に対しては、授業料の月割分納を許可することがある。

4 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(寄宿料の免除)

第 69 条 死亡した者、行方不明等の理由により除籍された者又は災害の理由により納付が著しく困難と認められる者に対しては、寄宿料を免除することがある。

2 寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

(研究生等の検定料、入学料及び授業料)

第70条 研究生、科目等履修生及び聴講生は、検定料、入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 研究生、科目等履修生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、別に定める。

3 国立大学、国立短期大学又は国立高等専門学校^{（以下「国立大学等」という。）}の学生である特別聴講学生については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

4 国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校以外の大学、短期大学若しくは高等専門学校^{（以下「公私立等の大学等」という。）}又は外国の大学若しくは短期大学^{（以下「外国の大学等」という。）}の学生である特別聴講学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。

5 前項の規定にかかわらず、本学と公私立等の大学等又は外国の大学等との間における大学間交流協定等において授業料が相互に不徴収とされた場合は、当該協定等に基づく特別聴講学生については、授業料を徴収しない。

第3章 厚生補導

(厚生補導組織)

第71条 厚生補導に関し、基本規則第19条の規定による委員会を置くほか、各学部^{（以下「学部」という。）}に学生生活担当教員を置く。

2 学生生活担当教員規程は、別に定める。

(厚生補導施設等)

第72条 本学に、大学会館等の厚生補導施設及び寄宿舍^{（以下「厚生補導施設等」という。）}を置く。

2 厚生補導施設等に関する規程は、別に定める。

第4章 公開講座等

(公開講座)

第73条 公開講座は、教授会の議を経て随時にこれを開設する。

2 公開講座に関する科目等については、その都度これを定める。

3 公開講座の講習料については、別に定める。

(特別の課程の履修証明)

第74条 本学は、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付できるものとする。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本学に在学する者に係る教育課程、履修方法、卒業、修了、学位等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年8月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年12月8日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 理学部の数理科学科、物質理学科及び生物地球圏科学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 3 平成17年度から平成19年度までの理学部の各学科の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		総定員	総定員	総定員
理学部	数学科	50	100	150
	物理学科	50	100	150
	化学科	52	104	156
	生物学科	43	86	129
	地球科学科	30	60	90
	(従前の学科)			
	数理科学科	150	100	50
	物質理学科	285	190	95
	生物地球圏科学科	240	160	80
	計	900	900	900

附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年10月12日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した者に係る授業科目の成績の評語については、改正後の第20条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に本学に在学する者の授業科目の区分については、改正後の第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した者に係る在学期間については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	総合政策学科			

	昼間主コース	1, 0 4 0	1, 0 4 0	1, 0 4 0
	夜間主コース	4 4 0	4 2 0	4 0 0
	人文学科			
	昼間主コース	4 6 0	4 6 0	4 6 0
	夜間主コース	1 8 0	2 0 0	2 2 0
	計	2, 1 2 0	2, 1 2 0	2, 1 2 0

- 3 改正後の第58条第3項の規定は、平成19年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 平成20年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成20年度	平成21年度
		総定員	総定員
法文学部	総合政策学科		
	昼間主コース	1, 0 5 0	1, 0 6 0
	夜間主コース	4 1 0	3 8 0
	人文学科		
	昼間主コース	4 6 0	4 6 0
	夜間主コース	2 0 0	2 2 0
	計	2, 1 2 0	2, 1 2 0

- 3 教育学部の障害児教育教員養成課程、生活健康課程及び情報文化課程は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学なくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

- 4 平成20年度から平成22年度までの教育学部の各課程の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		総定員	総定員	総定員
教育学部	学校教育教員養成課程	4 0 0	4 0 0	4 0 0
	特別支援教育教員養成課程	2 0	4 0	6 0
	総合人間形成課程	6 0	1 2 0	1 8 0
	スポーツ健康科学課程	2 0	4 0	6 0
	芸術文化課程 (従前の課程)	1 1 0	1 0 0	9 0
	障害児教育教員養成課程	6 0	4 0	2 0
	生活健康課程	1 2 0	8 0	4 0
	情報文化課程	9 0	6 0	3 0
	計	8 8 0	8 8 0	8 8 0

- 5 平成20年3月31日に法文学部人文学科及び教育学部学校教育教員養成課程に在学する者

の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第４９条第２項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

- この学則は、平成２１年４月１日から施行する。
- 平成２１年度から平成３４年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第５条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	学科・課程	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員
平成21年度	100	570	160	830	1,780	7,450
平成22年度	100	580	160	840	1,780	7,460
平成23年度	100	590	160	850	1,780	7,470
平成24年度	100	600	160	860	1,780	7,480
平成25年度	100	610	160	870	1,780	7,490
平成26年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成27年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成28年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成29年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成30年度	95	615	155	875	1,775	7,495
平成31年度	95	610	155	870	1,775	7,490
平成32年度	95	605	155	865	1,775	7,485
平成33年度	95	600	155	860	1,775	7,480
平成34年度	95	595	155	855	1,775	7,475

- 平成２１年度から平成２３年度までの法文学部の総合政策学科昼間主コース、同学科夜間主コース及び人文学科昼間主コースの学生の総定員は、改正後の第５条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	総合政策学科			
	昼間主コース	1, 070	1, 080	1, 090
	夜間主コース	360	320	300
	人文学科			
	昼間主コース	470	480	490
	夜間主コース	220	240	240
	計	2, 120	2, 120	2, 120

- 平成２１年３月３１日に法文学部総合政策学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第４９条第２項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成２２年４月１日から施行する。
- 平成２１年度以前に入学した者に係る履修科目の登録の上限については、改正後の第１６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成２２年４月１日から施行する。
- 平成２２年度の医学部医学科の第３年次編入学定員は、改正後の第５条の規定にかかわらず、５人とし、平成２２年度以前に入学した第３年次編入学生に係る修業年限、在学期間、教育課程、履修方法、卒業等については、なお従前の例による。
- 平成２２年度から平成３６年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学

定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	学科・課程	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員
平成22年度	107	592	167	852	1,787	7,472
平成23年度	107	609	167	869	1,787	7,489
平成24年度	107	626	167	886	1,787	7,506
平成25年度	107	643	167	903	1,787	7,523
平成26年度	107	660	167	920	1,787	7,540
平成27年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成28年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成29年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成30年度	102	662	162	922	1,782	7,542
平成31年度	102	657	162	917	1,782	7,537
平成32年度	95	645	155	905	1,775	7,525
平成33年度	95	633	155	893	1,775	7,513
平成34年度	95	621	155	881	1,775	7,501
平成35年度	95	609	155	869	1,775	7,489
平成36年度	95	602	155	862	1,775	7,482

- 4 平成22年3月31日に医学部看護学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年10月10日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成27年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員		
平成27年度	110	670	170	930	1,790	7,550
平成28年度	110	673	170	933	1,790	7,553
平成29年度	110	676	170	936	1,790	7,556
平成30年度	105	674	165	934	1,785	7,554
平成31年度	105	672	165	932	1,785	7,552
平成32年度	95	660	155	920	1,775	7,540
平成33年度	95	645	155	905	1,775	7,525
平成34年度	95	630	155	890	1,775	7,510
平成35年度	95	615	155	875	1,775	7,495
平成36年度	95	605	155	865	1,775	7,485

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 法文学部の総合政策学科及び人文学科、教育学部の総合人間形成課程、スポーツ健康科学課

程及び芸術文化課程並びに農学部生物資源学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

- 3 平成28年度から平成30年度までの法文学部、教育学部、社会共創学部及び農学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	人文社会学科			
	昼間主コース	275	550	835
	夜間主コース	90	180	290
	(従前の学科)			
	総合政策学科			
	昼間主コース	830	560	280
	夜間主コース	220	160	80
	人文学科			
	昼間主コース	375	250	125
	夜間主コース	190	140	70
	計	1,980	1,840	1,680
教育学部	学校教育教員養成課程	440	480	520
	特別支援教育教員養成課程	80	80	80
	(従前の課程)			
	総合人間形成課程	180	120	60
	スポーツ健康科学課程	60	40	20
	芸術文化課程	60	40	20
	計	820	760	700
社会共創学部	産業マネジメント学科	70	140	210
	産業イノベーション学科	25	50	75
	環境デザイン学科	35	70	105
	地域資源マネジメント学科	50	100	150
	計	180	360	540
農学部	食料生産学科	70	140	215
	生命機能学科	45	90	137
	生物環境学科	55	110	168
	(従前の学科)			
	生物資源学科	530	360	180
	計	700	700	700

- 4 平成28年度から平成36年度までの全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	全学部	
	入学定員	総定員
平成28年度	1,770	7,533
平成29年度	1,770	7,516
平成30年度	1,765	7,474
平成31年度	1,765	7,432
平成32年度	1,755	7,420
平成33年度	1,755	7,405
平成34年度	1,755	7,390
平成35年度	1,755	7,375
平成36年度	1,755	7,365

- 5 平成27年度以前に入学した者に係る休学については、改正後の第41条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2 平成30年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員		
平成30年度	110	679	170	939	1,770	7,479
平成31年度	110	682	170	942	1,770	7,442
平成32年度	95	670	155	930	1,755	7,430
平成33年度	95	655	155	915	1,755	7,415
平成34年度	95	640	155	900	1,755	7,400
平成35年度	95	625	155	885	1,755	7,385
平成36年度	95	610	155	870	1,755	7,370

附 則

この学則は、平成30年9月12日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2 理学部の数学科、物理学科、化学科、生物学科及び地球科学科並びに工学部の機械工学科、電気電子工学科、環境建設工学科、機能材料工学科、応用化学科及び情報工学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
3 平成31年度から平成33年度までの理学部及び工学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成31年度	平成32年度	平成33年度
		総定員	総定員	総定員
理学部	理学科 (従前の学科)	225	450	675
	数学科	150	100	50
	物理学科	150	100	50
	化学科	156	104	52
	生物学科	129	86	43
	地球科学科	90	60	30
	計	900	900	900
工学部	工学科 (従前の学科)	500	1,000	1,510
	機械工学科	270	180	90
	電気電子工学科	240	160	80
	環境建設工学科	270	180	90
	機能材料工学科	210	140	70
	応用化学科	270	180	90
	情報工学科	240	160	80
	(学科共通)	20	20	10
	計	2,020	2,020	2,020

- 4 平成31年度から平成36年度までの全学部学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	全学部	
	入学定員	総定員
平成31年度	1, 770	7, 442
平成32年度	1, 755	7, 430
平成33年度	1, 755	7, 415
平成34年度	1, 755	7, 400
平成35年度	1, 755	7, 385
平成36年度	1, 755	7, 370

- 5 平成31年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 教育学部の特別支援教育教員養成課程は、改正後の第4条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 令和2年度から令和4年度までの教育学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		総定員	総定員	総定員
教育学部	学校教育教員養成課程 (従前の課程)	580	600	620
	特別支援教育教員養成課程	60	40	20
	計	640	640	640

- 4 令和2年度から令和8年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員		
令和2年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和3年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和4年度	95	670	155	930	1,755	7,430
令和5年度	95	655	155	915	1,755	7,415
令和6年度	95	640	155	900	1,755	7,400
令和7年度	95	625	155	885	1,755	7,385
令和8年度	95	610	155	870	1,755	7,370

- 5 令和2年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 改正後の第33条の規定は、令和2年度入学者から適用する。

附 則

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和3年3月31日に農学部食料生産学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規

定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度から令和9年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
令和４年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和５年度	95	670	155	930	1,755	7,430
令和６年度	95	655	155	915	1,755	7,415
令和７年度	95	640	155	900	1,755	7,400
令和８年度	95	625	155	885	1,755	7,385
令和９年度	95	610	155	870	1,755	7,370

- 3 令和4年3月31日に農学部生命機能学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度から令和10年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
令和5年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和6年度	95	670	155	930	1,755	7,430
令和7年度	95	655	155	915	1,755	7,415
令和8年度	95	640	155	900	1,755	7,400
令和9年度	95	625	155	885	1,755	7,385
令和10年度	95	610	155	870	1,755	7,370

別表（第 49 条第 2 項関係）

学部	学科・課程	免許状の種類	教科
法文学部	人文社会学科	中学校教諭一種免許状	国語、社会、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、英語
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、家庭、工業、英語
		特別支援学校教諭一種免許状 (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
理学部	理学科	中学校教諭一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭一種免許状	数学、理科
医学部	看護学科	養護教諭一種免許状	
工学部	工学科	高等学校教諭一種免許状	理科、情報、工業
農学部	食料生産学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科、農業
	生命機能学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科、農業
	生物環境学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科、農業

愛媛大学学則の一部改正に係る新旧対照表（案）

改正理由：医学部医学科の入学定員増のため。

現 行						改 正 案					
(略)						(略)					
(収容定員)						(収容定員)					
第5条 各学部の収容定員は、次のとおりとする。						第5条 各学部の収容定員は、次のとおりとする。					
学部	学科・課程	収容定員				学部	学科・課程	収容定員			
		入学定員	編入学定員		総定員			入学定員	編入学定員		総定員
			第2年次	第3年次					第2年次	第3年次	
法文学部	人 人 人 (略)					法文学部	人 人 人 (略)				
教育学部	(略)					教育学部	(略)				
社会共創学部	(略)					社会共創学部	(略)				
理学部	(略)					理学部	(略)				
医学部	医学科	95	5		595	医学部	医学科	95	5		595
	看護学科	60		10	260		看護学科	60		10	260
	計	155	5	10	855		計	155	5	10	855
工学部	(略)					工学部	(略)				
農学部	(略)					農学部	(略)				
合計		1,755	5	60	7,355	合計		1,755	5	60	7,355
(略)						(略)					
						附 則 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。 2 令和5年度から令和10年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生 の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。					

	学部	医学部				全学部	
	学科・課程	医学科		全学科			
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
	令和5年度	110	685	170	945	1,770	7,445
	令和6年度	95	670	155	930	1,755	7,430
	令和7年度	95	655	155	915	1,755	7,415
	令和8年度	95	640	155	900	1,755	7,400
	令和9年度	95	625	155	885	1,755	7,385
令和10年度	95	610	155	870	1,755	7,370	

目 次

1 収容定員変更の内容	・・・p.2
2 収容定員変更の必要性	・・・p.2
3 教育課程等の内容	・・・p.3
4 その他の医師の地域定着のための取組	・・・p.6

医学部の収容定員変更の趣旨を記載した書類

1 収容定員変更の内容

	入学定員	編入学定員	収容定員
令和5年度に再度の定員増をしない場合	95	5	595
令和5年度に再度の定員増をした場合	110	5	610

愛媛大学医学部医学科の平成20年度以降の入学定員については、平成21年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成29年度までの期限を付した5名の臨時定員増を実施し、平成21年度に「経済財政改革の基本方針2008」に基づき5名の恒久定員増を実施した。また、平成22年度に「経済財政改革の基本方針2009」に基づき7名を、平成27年度に「新成長戦略」に基づき3名を、平成31年度までの期限を付した臨時定員増としてそれぞれ実施した。

一方、平成29年度を期限とする5名の入学定員については、平成31年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、入学定員を110名として維持した。

その後、「経済財政改革基本方針2018」を踏まえ令和3年度までの期限を付した再度の15名の入学定員増を行い、入学定員110名を維持した。

令和4年度は、「令和4年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」（令和2年11月25日付け文部科学省高等教育局長通知）により、令和4年度までの期限を付した再度の15名の入学定員増を行い、入学定員110名を維持した。

令和5年度も引き続き、「令和5年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」（令和3年10月13日付け文部科学省高等教育局長通知）により、令和5年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の95名から110名に変更し、収容定員についても、再度の定員増を行わなかった場合の595名から610名に変更する。

2 収容定員変更の必要性

愛媛県は南北に広がり、北は瀬戸内海、南は四国山地、また、瀬戸内海及び宇和海には200余りの島々があり、海・山両方に挟まれ孤立した地理条件にある。人口は約131万人、面積は5,676km²、入り組んだ海岸は全国5番目の長さ(1,644km)となっている。

こういった地理的特異性から、医療事情も都市圏とは違った問題があり、愛媛県内でも特に過疎地域における高齢化やそれに伴う疾病の複雑化、要介護者

の増加、生活習慣病の増加等、健康問題が益々多様化している。また、医療事情だけではなく風土の違いも大きい。このような地理的、歴史的な背景に立脚した医療の観点から、愛媛県の過疎地域における環境や経済に基づく生活習慣病等に精通した医療を実践できる地域医療専門家を育成することが急務となっている。

このため、本学医学部医学科では、平成18年度から、特別選抜（推薦入試）の枠内に、愛媛県内の高等学校等出身者を対象とした「地域特別枠（推薦B）」5名を導入した。この枠では、将来地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有し、地域社会において医学・医療発展に貢献できる医師を目指す学生を募集しており、入学者選抜では面接の結果を重視して合否判定を行っている。平成21年度からは、この「地域特別枠（推薦B）」によって選抜された入学者全員に対して愛媛県が奨学金（地域医療医師確保奨学金）を貸与している。これは、卒業後一定期間、愛媛県の指定する県内医療機関（市町立病院等）に勤務した場合には奨学金の返還が免除されるものである。

これらの取組を継続して実施することで、地域医療の担い手となる医師を育成し、愛媛県の医療を支える人材を輩出し続けるためにも、再度の定員増は必要不可欠な施策であると言える。

3 教育課程等の内容

（1）地域医療への関心を高めるための卒前教育

①教員組織

・地域医療学講座及び地域サテライトセンターの活用

愛媛県との連携により、総合診療など地域医療教育システムの開発、地域医療を推進する医師養成のための研修プログラムの研究・開発、へき地を中心とする地域医療支援システムの開発を担当する講座として、平成21年1月に「地域医療学講座」を寄附講座として開設した。本講座の担当教員は、愛媛県内の農山村地域に設置する「地域サテライトセンター」を教育研究の活動拠点として、各学年での実習教育、卒後研修、生涯教育を実践することによって、地域医療重視の医師養成と、医師不足が深刻な地域の医師定着・地域医療の質の向上を目指している。

②卒前教育カリキュラムの充実（資料1）

平成21年度入学生から、「地域特別枠（推薦B）」によって入学する学生全員を対象として、「愛媛県へき地医療医師確保奨学金制度」及び平成21年度から開始した「地域医療医師確保奨学金制度」及び授業料免除による修学支援とともに、地域医療へのモチベーションの維持向上を目的とした以下のカリキュラムを適用している。さらに、地域医療学講座や地域医療支援センター（後述）の教員をチューターとして指名し、学生との定期的なコンタ

クトによって質問を解決し不安を解消する取組を行っている。

(ア) 早期医療体験実習（1年次開講科目）（資料1中の（ア））

1年次の9月に1週間、医学科学生全員を対象に実施している。医学の専門知識を会得する前に医療及び高齢者福祉の現場を体験し、将来医師となる者としての自覚を高め、「患者の痛みのわかる」医師となるよう自らの学びを促進することを目的としている。地域医療に関する実習施設として、各地域の愛媛大学医学部附属病院の連携病院や特別養護老人施設のほか、地域サテライトセンターを含む地域診療所の協力を得ている。「地域特別枠（推薦B）」によって入学した学生は、全員が地域サテライトセンターにおいて実習を行い、地域医療を担うことへのモチベーションを高めている。

(イ) 研究室配属によるプライマリ・ケア実習（1～4年次開講科目）（資料1中の（イ））

通常の医学科学生は1年次から4年次（2年次以降は選択）にかけて「医科学研究」として、医学研究を中心とした実習に従事する。配属先の研究内容には、医学部が位置する東温市及び同市医師会の協力を得て、有床診療所を中心としたプライマリ・ケアの体験実習も含まれる。また、地域医療学講座及び地域サテライトセンターの機能を活用して、地域サテライトセンターの機能と教員を活用したより質の高い地域医療教育を行っている。

(ウ) 衛生学・公衆衛生学（4年次開講科目）（資料1中の（ウ））

4年次の前期から後期にかけての必修科目として開講している。主に地域医療の現場でのフィールドワーク・フィールド調査を通して、愛媛県内の保健・医療・福祉のニーズについて学ぶことを目的としている。特に、「地域特別枠（推薦B）」によって入学した学生を含む地域医療に関心の高い学生を対象として地域医療学講座の教員が担当し、へき地等の地域医療の現場のかかえる課題を現場における実習を通じて学生自らに見い出させ、解決策を模索させることでより高い教育効果を得られるようにしている。

(エ) 地域医療機関における臨床実習の取組（4～6年次開講科目）（資料1中の（エ））

4～5年次では、医学科学生全員が全臨床科を廻る臨床実習（導入型臨床実習）を実施している。その中で、地域医療実習については、学生全員を地域の病院に2週間配属し、地域医療を現場で体験させるプログラムを設定している。また、これまで5年後期から6年次の前期に行われる選択必修制の臨床実習の枠内で、地域の中・小規模病院（辺地の医療機関を含む）での選択型臨床実習を行ってきたが、現在は、学生全員が愛媛県内の連携病院で4週間の実習を必須とした。

以上の取組により、附属病院などの大規模病院では経験できない症例や地域住民との交流を学ばせ、地域医療に対する理解と情熱をより深化させることを目指す。

(2) 地域医療に従事する医師を定着させるための卒業後の取組

①研修支援組織の充実

・総合臨床研修センターの設置、充実

医師の卒後臨床研修を担当する部署として、平成14年度に附属病院内に「総合臨床研修センター」を設置した。同センターは、医学部附属病院及び愛媛県下の臨床研修指定病院の連携による研修プログラム（アイプログラム（資料2））及び研修ネットワーク（アイネットワーク）の中核となっている。

・愛媛県保健医療対策協議会への参画、地域医療支援センターの設置

（資料3）

平成19年度から愛媛県内の医師の確保を始め医療の確保について協議する本協議会に医学部長及び病院長が参画し、愛媛県と共に小児科・産科の集約化・重点化、医師確保対策への必要な方策に取り組んでいる。また、地域医療支援センターの設置により、愛媛県内の地域医療の充実（地域医療に従事する医師を確保し、その定着を図ることにより、医師の地域偏在を解消）をさらに進めつつある。

②研修医等教育プログラム

「愛媛県奨学金受給者」を対象として、地域医療を実践するに十分な能力を備えることができ、また、将来の地域定着が安定的に行われることを念頭に臨床研修プログラムを設定している。さらに、一般の研修医を対象としても、地域医療に関する研修が行えるようなプログラムを実施している。

(ア) 初期臨床研修（資料2）

医学部附属病院及び愛媛県下の臨床研修指定病院の連携による研修プログラム（アイプログラム）では、2年間の初期臨床研修において、25の協力施設・病院から研修機関を選択し、最大12週間、「地域医療」に特化した研修が可能な地域医療を重視したプログラムを実施している。さらに、「愛媛大学2年間コース」の場合、「選択科」の研修においても「地域医療」を実施する機関を選択することができ、「選択科」研修を加えると、地域の協力施設・病院での研修期間は最大36週間に上る。

(イ) 専門医の育成

・専門研修（後期臨床研修）

初期研修終了後の専門研修においても、「愛媛県奨学金受給者」及び後期専門研修養成コース（基本領域）を希望する医師に対して、県内地域の連携病院及び地域サテライトセンター等を実践の場とし、地域の指定医療機関等での従事義務を果たしつつ、地域医療に特化した専門医養成（総合診療専門医等）を行うプログラムを実施している。

また、愛媛県内で不足している各診療科（産科、外科、救急科等）の専門医の育成・充実にも大学の各部署と連携し積極的に努めている。

（ウ）生涯教育

地域医療専門医として育成され、地域医療を実践しつつある医師の生涯教育を行う場として、愛媛県と連携して、医学部附属病院内の地域医療支援センターや地域サテライトセンターと連携できる生涯教育拠点病院を各医療圏に設置・指定し、充実した医師生涯教育が行えるシステムを構築する。地域医療に従事した医師が生涯教育拠点病院と有機的に結びついて実践的な臨床教育を適切にかつ継続的に受けるシステムにより、医師の臨床能力の維持・向上が常に図られ、結果として地域住民が医療の進歩の恩恵を十分に受けられることを目的とする。

また、医学部附属病院では研修登録医の受入れを積極的に行い、研修診療科に応じた指導教員を個々に定めて充実した研鑽の場を提供し、地域医療を行いながら医師のさらなる臨床能力の向上が図れるように工夫している。

4 その他の医師の地域定着のための取組

・女性医師のキャリア支援プログラム

女性医師の離職を防ぎ、復職を積極的に支援することによって地域医療に貢献できる医師を確保する目的で、女性医師キャリア支援プログラム「地域のマドンナ・ドクター養成プロジェクト」を平成19年度から実施している。愛媛県医師会女性医師部会とも連携し、様々な理由で一旦離職した女性医師の段階的な復職を支援する研修を総合臨床研修センターがコアとなって提供できる体制を構築している。

また、復職に向けた研修中の女性医師を、上級医師や学外の医師によるメンターが支援する体制としている。これらのメンターが学部学生のキャリア形成に関する相談に乗る取組も総合医学教育センターを中心にして既に軌道に乗っている。

資 料 目 次

- 1 医学部医学科カリキュラムマップ
- 2 臨床研修プログラム
- 3 地域医療支援センター
- 4 教育課程等の概要
- 5 令和5年度入学定員増員計画書の写し

医学部医学科 カリキュラムマップ 2018 April

5・6年次

4年次

3年次

2年次

1年次

卒業試験（PCC-OSCEを含む）

初期臨床研修

国家試験

(工) 選択型臨床実習（全診療科，学外施設での実習を含む）

医療行為の技能と態度，
医療チームワークを養う実習系科目群
(DP2-2・4-1・5-1・5-2, 緑)重信開講
共通教育
科目

preBSL（臨床実習前学習） 東洋医学

(工) 導入型臨床実習

共用試験 = CBT（主に知識・思考領域） + OSCE（主に態度・技能領域）

英語でのコミュニケーション
能力を養う科目群
(DP5-2, 橙+青)医学英語
(選択)臨床医学の基礎と実践を学ぶ科目群
(DP1-1・2・2・4-1・5-1)

診断学実習

幅広い教養(DP1-2, 橙),
リサーチマインド(DP3-1・4-2, 黄)
を養う科目群P
B
L
チ
ュ
ー
リ
ア
ル
(演
習)

【社会医学系科目(講義/実習)】

4年次 衛生学・公衆衛生 (工)
3年次 法医学

【臨床医学系科目(講義)】

4年次 小児科学，産科婦人科学，皮膚科学，脳神経外科学，整形外科学，
泌尿器科学，眼科学，耳鼻咽喉科学，歯科口腔外科，地域医療学3年次 内科学，臨床腫瘍学，臨床検査医学，老年医学，薬物治療・開発学，
神経精神医学，外科学，放射線医学，麻酔・周術期学，救急医学，医師としての専門分野である医学の基礎と臨床を学ぶ科目群
(DP1-1・2-1, 青)

【基礎医学系科目(講義+実習)】

応急処置，人体構造学(解剖学，組織学)，人体生理学，薬理学，
免疫学，遺伝学，病原生物学(ウイルス学，細菌学，寄生虫学)，病理学課題発見・問題解決能力
を養う演習科目
(DP2-2・3-1)

医用電子

医学を支える基礎的な知識を学ぶ科目群
(DP1-1, 橙+青)

【共通教育科目】

社会力入門 情報リテラシー入門
日本語リテラシー入門 こころと健康
スポーツ 新入生セミナー

【専門基礎科目】

化学生物学 物理学
物理化学 医学統計学
基礎医学展望【基礎医学系科目(講義+実習)】
分子細胞生物学(生化学・細胞学)

早期医療体験実習 (ア)

医
科
学
研
究
(イ)

先端基礎医学・先端医療学

重信開講
共通教育
科目【共通教育科目】
学問分野別科目
主題探究型科目共通教育英語
(初修外国語)医学英語
(必修)

信頼される医師を目指して

理念

医師としての人格を涵養し、将来の専門性にかかわらず、医学・医療の社会的ニーズを認識しつつ、日常診療で頻繁に遭遇する病気や病態に適切に対応できるよう、基本的・専門的診療能力（態度、技能、知識）を身につける。



特徴

1. 高いレベルの研修内容
指導医数やCPCなどの症例が豊富
2. 研修医・学生とともに創るプログラム
希望を尊重した豊富なプログラム
3. 病院・地域が全員参加・支援するシステム
研修医への充実したバックアップ
4. 総合臨床研修センターが全面的にサポート
研修に専念できる環境を支援

研修プログラムのスケジュール

<愛媛大学2年間コース>

1年目の研修を愛媛大学医学部附属病院で行う場合

1年次						2年次	
内 科 24週	救急部門 12週	精神 4週	外科 4週	小児 4週	産婦 4週	地域医療 4～12週	選 択 科
愛媛大学医学部附属病院（52週）						4～12週	愛媛大学医学部附属病院（16～48週） 選択科研修病院・施設（最大24週） ※小児・産婦人科コースは愛大にて8週各科を選択

- * 一般外来研修（4週以上）は、2年目の地域医療研修（4～12週）及び選択科研修病院・施設で並行して行う。
- * 在宅医療研修は、地域医療研修中に行う。

<たすきがけコース>

1年目の研修を大学以外の研修開始市中病院で行う場合

1年次						2年次	
内 科 24週	救急部門 12週	精神 4週	外科 4週	小児 4週	産婦 4週	地域医療 4～12週	選 択 科
愛媛大学以外の研修開始市中病院（52週）★						4～12週	愛媛大学医学部附属病院（40～48週） ※小児・産婦人科コースは愛大にて8週各科を選択

- * 2年目は、愛媛大学病院にて1年間研修する。ただし、地域医療研修（4～12週）は、研修病院・施設にて研修する。
- * 一般外来研修（4週以上）は、1年目の研修開始市中病院*及び2年目の地域医療研修にて並行して行う。
- * 在宅医療研修は、地域医療研修中に行う。

★研修開始市中病院：①愛媛県立中央病院 ②松山赤十字病院 ③松山市民病院
④済生会松山病院 ⑤済生会今治病院 ⑥市立宇和島病院

臨床研修プログラム（アイプログラム）

◆進化し続ける「研修医による研修医のためのプログラム」◆

愛媛大学医学部附属病院の臨床研修プログラムは、2年間の研修のうち1年目を愛媛大学医学部附属病院で行うコース（愛媛大学2年間コース）と1年目を大学以外の研修開始市中病院において研修を行うコース（たすきがけコース）の2つのパターンに分けて研修が行えます。また、数多くの研修病院・施設とも連携しています。将来小児科医・産婦人科医になることを希望する研修医を対象とした小児科コース・産婦人科コースも設けています。どのプログラム・コースであっても研修医に「愛」をもって接するアイ（愛）プログラムとなっております。

地域医療（25施設）：2年目に4～12週選択（必須）

東予地区	中予地区	たんぼぼクリニック
愛媛労災病院	久万高原町立病院	おおぞら病院
済生会西条病院	野本記念病院	伊予病院
瀬戸内海病院	松山協和病院	貞本病院
	松山ベテル病院	ミネルワ会渡辺病院
	奥島病院	愛媛生協病院
南予地区	市立八幡浜総合病院	JCHO宇和島病院
市立大洲病院	西予市立野村病院	宇和島市立津島病院
喜多医師会病院	西予市立西予市民病院	松野町国保中央診療所
大洲中央病院	市立宇和島病院	愛媛県立南宇和病院

選択科（45施設）：2年目に最長24週選択可能（愛媛大学2年間コースのみ）

東予地区	中予地区	
HITO病院	愛媛県立中央病院	愛媛県赤十字血液センター
四国中央病院	松山赤十字病院	たかのご館
住友別子病院	松山市民病院	愛媛県総合保健協会
愛媛労災病院	済生会松山病院	愛媛県心と体の健康センター
十全総合病院	愛媛生協病院	たんぼぼクリニック
愛媛県立新居浜病院	国立病院機構愛媛医療センター	
西条中央病院	四国がんセンター	南予地区
西条市立周桑病院	南松山病院	市立八幡浜総合病院
済生会西条病院	松山リハビリテーション病院	市立大洲病院
村上記念病院	伊予病院	喜多医師会病院
済生会今治病院	砥部病院	大洲中央病院
愛媛県立今治病院	松山記念病院	西予市立野村病院
瀬戸内海病院	久万高原町立病院	市立宇和島病院
愛媛県外	愛媛県中予保健所(松山市保健所)	JCHO宇和島病院
日本医科大学付属病院	愛媛県厚生連健診センター	愛媛県立南宇和病院
大阪府立中河内救命救急センター	りんくう総合医療センター	野口病院

アイプログラムのおすすめポイント

- ・1年目は、「愛媛大学医学部附属病院」もしくは「研修開始市中病院」（6施設）を選択できる。
→愛媛大学の採用試験のみでOK！！
- ・大学病院・市中病院でそれぞれのメリットを生かしたプログラム
→大学病院の充実した指導体制・専門研修へのスムーズな移行。
→市中病院にて数多くのCommon Disease研修が可能。
- ・愛媛大学2年間コース（1年目を愛媛大学医学部附属病院で研修）を選択すると、県内だけでなく県外を含めた病院にて研修が可能（上記選択科45施設）。

愛媛県（保健医療対策協議会等）

医師確保等の
方針

取組状況報告

《地域医療支援センター》

○業務

- (1) 地域枠等若手医師のキャリア形成支援
- (2) 医師不足病院の支援
- (3) 医師不足状況等の把握

○体制

センター長、副センター長、その他職員
(専任医師2名、専従職員4名 → 委託費対象職員)

○運営

学内・県等で構成する「運営委員会」にて業務方針
を決定

キャリア形成支援

奨学金貸与生等
(地域枠・短期奨学金)

奨学生医師等を
活用した診療支援

医師不足状況等の
把握

地方拠点病院等
(医師不足病院)

別記様式第2号（その2の1）

（用紙 日本工業規格A4縦型）

教 育 課 程 等 の 概 要														
（医学部医学科）														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
初 年 次 科 目	新入生セミナーA	1前	2			○			3					兼7 兼4 兼11 オムニバス
	新入生セミナーB	1前	2			○			3					
	こころと健康	1前	2			○			3					
	スポーツ	1前	1					○						
	小計（4科目）	—	7	0	0	—			5	0	0	0	0	兼11
基 礎 科 目	英語Ⅰ	1前	1				○							兼4
	英語Ⅱ	1前	1				○							兼4
	英語Ⅲ	1後	1				○							兼4
	英語Ⅳ	1後	1				○							兼4
	社会力入門	1後	1			○								兼3
	情報リテラシー入門Ⅰ	1前	1			○								兼1
	情報リテラシー入門Ⅱ	1前	1			○								兼1
	知的財産入門	1後	1			○			1	1				兼1
	小計（8科目）	—	8	0	0	—			1	1	0	0	0	兼21
共 通 教 育 科 目	主 題 探 求 型 科 目	環境を考える	1後	1		○								兼3
		倫理と思想を考える	1後	1		○								兼2
		歴史を考える	1後	1		○								兼2
		ことばの世界	1後	1		○								兼1
		芸術の世界	1後	1		○								兼2
		地域と世界	1後	1		○								兼1
		社会のしくみを考える	1後	1		○								兼1
		現代社会の諸問題	1後	2	1	○			2					兼3
		現代と科学技術	1後	1		○								兼5
		自然のしくみ	1後	1		○								兼1
		生命の不思議	1後	1		○								兼4
	総 合 分 野	環境学入門	1前・1後	1		○								兼2
		人間科学入門	1前・1後	2	1	○			2					兼2
		生活科学入門	1前・1後	1		○								兼1
	人 文 学 分 野	哲学入門	1前・1後	1		○								兼1
		文学入門	1前・1後	1		○								兼2
		言語学入門	1前・1後	1		○								兼2
		歴史学入門	1前・1後	1		○								兼1
		考古学入門	1前・1後	1		○								兼1
	学 問 分 野 別 科 目	地理学入門	1前・1後	1		○								兼1
		法学入門	1前・1後	2	1	○			1					兼2
		政策科学入門	1前・1後	1		○								兼1
		経済学入門	1前・1後	1		○								兼7
	社 会 科 学 分 野	社会学入門	1前・1後	1		○								兼3
		心理学入門	1前・1後	1		○								兼1
	自 然 科 学 分 野	数学入門	1前・1後	1		○								兼8
		物理学入門	1前・1後	1		○								兼8
		化学入門	1前・1後	1		○								兼5
		生物学入門	1前・1後	1		○								兼3
		地学入門	1前・1後	1		○								兼1
		工学入門	1前・1後	1		○								兼1
		農学入門	1前・1後	1		○								兼8
	初 修 外 国 語	初級ドイツ語Ⅰ	1前	1			○							兼2
		初級ドイツ語Ⅱ	1前	1			○							兼2
		初級ドイツ語Ⅲ	1後	1			○							兼2
		初級ドイツ語Ⅳ	1後	1			○							兼2
		初級フランス語Ⅰ	1前	1			○							兼3
		初級フランス語Ⅱ	1前	1			○							兼3
		初級フランス語Ⅲ	1後	1			○							兼3
		初級フランス語Ⅳ	1後	1			○							兼3
		初級中国語Ⅰ	1前	1			○							兼2
		初級中国語Ⅱ	1前	1			○							兼2
		初級中国語Ⅲ	1後	1			○							兼2
		初級中国語Ⅳ	1後	1			○							兼2
		初級朝鮮語Ⅰ	1前	1			○							兼3
		初級朝鮮語Ⅱ	1前	1			○							兼3
		初級朝鮮語Ⅲ	1後	1			○							兼3
		初級朝鮮語Ⅳ	1後	1			○							兼3
教 養 年 次 科 次	文系主題科目	2後		2		○								兼41
	理系主題科目	2後		2		○								兼29
	小計（50科目）	—	6	52	0	—			3	0	0	0	0	兼196

教 育 課 程 等 の 概 要														
(医学部医学科)														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
専門基礎科目	化学・生物学	1前	2					○	1	1	1	2		※講義 オムニバス
	物理学	1前	2			○							兼2	
	物理化学	1前	2			○			1				兼2	オムニバス
	医学統計学	1後	2					○	1					※講義
	基礎医学展望Ⅰ	1前	1			○			3					オムニバス
	基礎医学展望Ⅱ	1前	4			○			3					オムニバス
	医療情報・医用電子	3前	1			○			1			1		オムニバス
	早期医療体験実習	1後	1					○	2	2	6	10		
	応急処置（実習）	2前	1					○	2		1	4		
	医学英語Ⅰ	2後・3前	2				○		1					
	医学英語Ⅱ	3後・4前		2			○		1					
小計（11科目）	—	18	2	0	—			9	3	8	17	0	兼4	—
専門教育科目	分子細胞生物学	1後	6			○			2	1		2		オムニバス
	人体構造学Ⅰ	2前	6			○			1	1	1			※実習 オムニバス・共同（一部）
	人体構造学Ⅱ	2前	4			○			1	1		2		※実習 オムニバス・共同（一部）
	人体生理学	2前・後	5			○			2	2		2		オムニバス
	薬理学	2後	3			○			1	1		1		※実習
	免疫学	2後	1			○			1			3		※実習 オムニバス・共同（一部）
	遺伝学	2後	1			○			2	1		1		※実習 オムニバス・共同（一部）
	病原生物学	2後	6			○			2	1	1	2		※実習 オムニバス・共同（一部）
	病理学	2後・3前	5			○			2	2		4		オムニバス
	地域医療学	3後	1			○			1	1		2		オムニバス
	法医学	3後	1			○			2					
	衛生学・公衆衛生学	4前	3			○			1	1			兼6	※実習
	医科学研究Ⅰ	1前・後	2				○		50	58	49	184		
	医科学研究Ⅱ	2前・後		1			○		50	58	49	184		
	医科学研究Ⅲ	3前・後		1			○		50	58	49	184		
	医科学研究Ⅳ	4前・後		1			○		50	58	49	184		
	内科学Ⅰ	3前・後	4			○			2	2		2		オムニバス
	内科学Ⅱ	3前・後	4			○			4	2	3	11	兼4	オムニバス
	内科学Ⅲ	3前・後	4			○			4	5	2	13	兼3	オムニバス
	臨床検査医学	3前	1			○			1	1		2		オムニバス
	老年医学（神経内科学）	3後	1			○			1	3	4	3	兼3	オムニバス
	薬物治療・開発学	3後	1			○				1	1	2		オムニバス
	神経精神医学	3前	2			○			1	1		1		オムニバス
	外科学（肝胆膵・乳腺外科学）	3前・後	2			○			1	1	2	1		オムニバス
	外科学（心臓血管・呼吸器外科学）	3前・後	2			○			2	2	2			オムニバス
	外科学（消化管・腫瘍外科学）	3前・後	2			○			1	2	3	5		オムニバス
	放射線医学	3前	2			○			1	1		2		オムニバス
	麻酔・周術期学	3後	2			○			2	2	3			オムニバス
	救急医学	3後	1			○			2		1	4		オムニバス
	老年医学	4前	1			○			2	1	2	1		オムニバス
	小児科学	4前	3			○			3	4	3	9	兼1	オムニバス
	産科婦人科学	4前	3			○			2	1		4		オムニバス
	皮膚科学	4前	1			○			1	2	2	1		オムニバス
	脳神経外科学	4前	1			○			1	1	2	3		オムニバス
	整形外科科学	4前	1			○			3	2	3	5		オムニバス
	泌尿器科学	4前	1			○			1	2	1	5		オムニバス
	眼科学	4前	1			○			1	3	1	9		オムニバス
	耳鼻咽喉科学	4前	1			○			2			2		オムニバス
	歯科口腔外科学	4前	1			○			1		1			オムニバス
	東洋医学	5前	1			○			1					
臨床診断学	4後	2			○			4	1	1	1		兼1	オムニバス
preBSL	4後	1					○	4	4	2	5			
臨床実習（導入型）	4後・5前・後	38					○	34	47	44	161			
臨床実習（選択型）	5後・6前	24					○	34	47	44	161			
postBSL	6後	1					○	1						
小計（45科目）	—	153	3	0	—			50	58	49	184	0	兼18	—
合計（118科目）	—	192	57	0	—			50	58	49	184	0	兼250	—
学位又は称号 学士（医学）				学位又は学科の分野			医学関係							
卒業要件及び履修方法								授業期間等						
卒業要件は医学科に6年以上在学し、共通教育科目から計31単位以上（初年次科目7単位、基礎科目8単位、教養科目16単位以上）、専門教育科目から計171単位以上（専門基礎科目18単位以上、専門科目の153単位以上）の合計202単位以上を修得すること。								1学年の学期区分				2期		
								1学期の授業期間				15週		
								1時限の授業時間				共通教育科目90分 専門教育科目60分		

(注)

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 5 「授業形態」の欄は，各授業科目について，該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし，専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち，臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を，連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 6 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し，若しくは変更する場合は，次により記入すること。
 - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には，当該専門職大学の全課程に係る科目数，「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え，前期課程に係る科目数，「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
 - (2) 「学位又は称号」の欄には，当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え，当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には，当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え，前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

令和 5 年度
医学部入学定員増員計画

愛大医総第 2 2 6 号
令和 4 年 8 月 1 9 日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人愛媛大学
学長 仁 科 弘 重

「地域の医師確保等の観点からの令和 5 年度医学部入学定員の増加について（令和 4 年 8 月 10 日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

< 連絡先 >

責任者連絡先	職名・氏名	医学部総務課長 上甲 功治
	TEL	089-960-5120
	FAX	089-960-5131
	E-mail	msoumu@stu.ehime-u.ac.jp

大学名	国公立
愛媛大学	国立

1. 現在(令和4年度)の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
110	5	0	685

(収容定員計算用)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
(ア)入学定員	110	110	110	110	110	110	660
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	115	115	115	115	115	110	685

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和5年度の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
95	5	0	595

(収容定員計算用)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
(ア)入学定員	95	95	95	95	95	95	570
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	100	100	100	100	100	95	595
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

3. 令和5年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
110	5	0	610

(収容定員計算用)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
(ア)入学定員	110	95	95	95	95	95	585
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	115	100	100	100	100	95	610
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

増員希望人数 15

(内訳)

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増(地域枠)	15
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増(研究医枠)	0
計	15

1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数	15
--------	----

(1)対象都道府県名及び増員希望人数

大学が所在する都道府県	都道府県名	増員希望人数
大学所在地以外の都道府県	愛媛県	15
計		15

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄で提出ください。

(2)修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R3地域枠定員 (※1)	R3貸与者数 (※2)	R4地域枠定員 (※1)	R4貸与者数 (※2)	R3とR4の貸与 者数のうち多い 方の数
愛媛県	15	20	15	20	20
					0
					0
					0
					0
計	15	20	15	20	20

(※1)臨時定員分のみご記入ください。

(※2)恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄で提出ください。

(3)令和5年度地域の医師確保のための入学定員増について

1. 大学が願う増員

1-1. 地域枠学生の選抜

①令和3年度に実施した地域枠学生(令和4年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数	うち臨時定員分	選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
学校推薦型選抜ⅡB(地域枠特選)	(i)学校推薦型選抜	別枠(先行型)	20	15	(1)第1次選抜 総合問題、面接及び奨学金受給の確認の結果により選考し、募集人員の1.5倍～2倍程度を合格させる。 出願書類(推薦書、自己推薦書、調査書、活動報告書)は面接に含めて評価する。 (2)第2次選抜 大学入学共通テストの成績により合格者を決定する。	・愛媛県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有すること ・幅広い総合的な診療能力を身につけることを通じて、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指していること ・合格した場合は入学を確約できること ・入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関において9年間以上勤務する義務に同意すること 以上の全てについて学校長が責任をもって推薦できる者で、以下のいずれかに該当するもの (1)愛媛県内の高等学校を令和3年3月以降に卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2)愛媛県内において通常の課程による12年の学校教育を令和3年3月以降に修了した者又は令和4年3月修了見込みの者	H21以前	
合計			20	15				

(※1)貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②令和4年度に実施する地域枠学生(令和5年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。

また、参考としてPRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数	うち臨時定員分	選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
学校推薦型選抜ⅡB(地域枠特選)	(i)学校推薦型選抜	別枠(先行型)	20	15	(1)第1次選抜 総合問題、面接及び奨学金受給の確認の結果により選考し、募集人員の1.5倍～2倍程度を合格させる。 出願書類(推薦書、自己推薦書、調査書、活動報告書)は面接に含めて評価する。 (2)第2次選抜 大学入学共通テストの成績により合格者を決定する。	・愛媛県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有すること ・幅広い総合的な診療能力を身につけることを通じて、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指していること ・合格した場合は入学を確約できること ・入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関において9年間以上勤務する義務に同意すること 以上の全てについて学校長が責任をもって推薦できる者で、以下のいずれかに該当するもの (1)愛媛県内の高等学校を令和4年3月以降に卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2)愛媛県内において通常の課程による12年の学校教育を令和4年3月以降に修了した者又は令和5年3月修了見込みの者	H21以前	
合計			20	15				

(※1)貴大学において、PRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)に記載の内容(貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容)をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

1-2. 教育内容

①地域枠学生が卒業に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要(令和5年度)について、3～6行程度で簡潔にご記入ください。

1年次には「早期医療体験実習」という科目を必修化し、地域枠学生は特定の地域病院での実習を行っている。3年次には「地域医療学」という科目を必修化し、地域医療全般について学んでいる。4,5,6年次で行っている「臨床実習」では地域医療学を必修化し、地域病院で実習を行っている。新カリキュラム(平成28年度から)では、地域病院での「臨床実習」の期間を増やし地域医療への勤務づけを固めることとしている。

(参考:記入例)
1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和4年度からは、■を新たに開始するなど、～～を固めることとしている。

②(過去に地域枠を設定したことがある場合)これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成21年度から地域枠による増員を開始し、医師定着・地域医療の質の向上を目的として、寄附講座及び地域サテライトセンターを設置したこと。また、愛媛県の委託により、地域医療支援センターを設置し、県内各地域の医療体制の現状と展望について共通認識を高めてきた。令和4年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

(参考:記入例)
平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■などの取組を行ってきた。令和4年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容(正規科目)について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実習の 別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1	早期医療体験実習	全員	必修	必修	実習	1	H21以前
3	地域医療学	全員	必修	必修	講義	1	H28
4～5	臨床実習(導入型)	全員	必修	必修	実習	38	H21以前
6	臨床実習(選択型)	全員	選択	選択	実習	24	H21以前

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。(地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例:○週間)	プログラムの概要(1～2行程度)	開始年度
1～3	実地医療体験実習	全員	なし	1週間	地域医療の実体験、患者や家族への理解、他職種連携の3つを目的とし、看護学科生と共同で一週間実施する早期体験プログラム	H29

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。(令和4年度以前から継続する取組を含む)(1～2行程度)

取組の名称	取組の概要(1～2行程度)	開始年度
地域病院見学ツアー	地域医療を担う医師を目指す学生が地域の病院を訪問し、早い段階から地域医療の実情に触れ、実感する機会を設けている。	H24

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

2. 都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。

なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定 主体	貸与人数	貸与対象	貸与額 (例:200,000)		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定 の有無	(診療科の限定がある場合) その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無(※1)			
愛媛県	20人/1学年	その他(備考欄に記入)	100,000	10,161,000	卒業後9年間(3年間の初期・後期研修期間を含む。)知事指定医療機関で勤務した場合	②大学における選抜と同時に都道府県において面接等を実施	×	×		地域特別枠学生1人あたり(入学金)1年次 282,000円(授業料)1～5年次 535,800円/年*6年次は免除(奨学金)1～6年次 100,000円/月

(※1)○の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。(例:在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒業後のキャリアパス形成等に対する支援)(1～2行程度)

取組の名称	取組の概要(1～2行程度)	開始年度
在学中の学生への相談・指導	学生毎にプロフィールを作成し、相談・指導を行うとともに、必要に応じて、県や診療科・地域病院と連携し道路指導等を行っている。	H21以前
卒業後のキャリアパス形成	キャリア形成支援プログラムを策定し、充実した研修が行えるよう相談・指導体制を整えている。	H21以前
医学生サマーセミナー	地域医療に関する理解と意識づけを図るため、各市町及び医療機関の現状・施策等について発表・ワークショップを行っている。	H25

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

3. その他

1～2に記入したものの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1～3行程度)
特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

2 学校推薦型選抜の概要

国公立大学への学校推薦型選抜の出願は、1つの大学・学部等に限られ、合格した場合は、入学を確約できることを出願資格とします。

なお、出願した学部・学科等において、必要不可欠な資質を評価・審査するため、合格者が募集人員に満たない場合があります。満たさない募集人員は、一般選抜に加えて選抜を実施します。

- (1) 学校推薦型選抜Ⅰ
出身学校長の推薦に基づき、大学入学共通テストを課さずに、総合問題、小論文、面接、口頭試問、出願書類に基づき、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定し、合格者を決定します。
- (2) 学校推薦型選抜Ⅱ
出身学校長の推薦に基づき、大学入学共通テストを課し、大学入学共通テスト、総合問題、小論文、面接、グループディスカッション、口頭試問、出願書類に基づき、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定し、合格者を決定します。
- なお、各学部・学科等が指定する大学入学共通テストの教科・科目を受験していない場合は、学校推薦型選抜Ⅱの合格者になることができません。

3 募 集 人 員

※推薦できる人数については、分校と本校とは別に1校として取り扱います。また、複数の課程（全日制、定時制、通信制）を置く学校については、各課程ごとに別枠で推薦できるものとします。

※「高等学校」には、中等教育学校を含みます。（以下同じ。）

区分	学 部	学 科 ・ 課 程 等		募集人員 (人)	備 考
学校推薦型選抜Ⅰ	法文学部	人文社会科学	「昼間主コース」	15	1学校につき3人以内とする。
			「夜間主コース」	10	1学校につき3人以内とする。注1
	理 学 部	理学科	生 物 学 コ ー ス	7	1学校につき3人以内とする。
			地 学 コ ー ス	12	〃
	工 学 部	工学科	機 械 工 学 コ ー ス	2	工業に関する学科又はそれに準ずる課程対象
			知能システム学コース	2	〃
			電気電子工学コース	5	〃
			コンピュータ科学コース	2	普通科、工業に関する学科、情報に関する学科、理数に関する学科又は総合学科対象
			材料デザイン工学コース	2	工業に関する学科又は総合学科対象
			化学・生命科学コース	3	普通科、理数に関する学科又は総合学科対象
			社会基盤工学コース	5	普通科、工業に関する学科、理数に関する学科又は総合学科対象 1高等学校につき2人以内とする。
			社会デザインコース	3	〃
	農 学 部	食 料 生 産 学 科		8	推薦A〔普通科又は理数に関する学科対象〕
				10	推薦B〔専門教育を主とする学科又は総合学科対象〕
		生 命 機 能 学 科		3	推薦A〔普通科又は理数に関する学科対象〕
				3	推薦B〔専門教育を主とする学科又は総合学科対象〕
		生 物 環 境 学 科		9	推薦A〔普通科又は理数に関する学科対象〕
				7	推薦B〔専門教育を主とする学科又は総合学科対象〕
学校推薦型選抜Ⅱ	教育学部	学校教育教員養成課程	初 等 教 育 コ ー ス	10	1学校につき2人以内とする。
			小 学 校 サ ブ コ ー ス		
	理 学 部	理学科	数 学 ・ 数 理 情 報 コ ー ス	10	1学校につき3人以内とする。
			物 理 学 コ ー ス	5	〃
			化 学 コ ー ス	8	〃
	医 学 部	医 学 科		25	推薦A（学校推薦） 1学校につき5人以内とする。
				20	推薦B（地域特別枠推薦）
		看 護 学 科		18	推薦A（学校推薦）
				6	推薦B（地域特別枠推薦）
	工 学 部	工学科	機 械 工 学 コ ー ス	12	
			知能システム学コース	2	
			電気電子工学コース	15	
			コンピュータ科学コース	4	
			応 用 情 報 工 学 コ ー ス	8	
			材料デザイン工学コース	8	普通科、工業に関する学科、理数に関する学科又は総合学科対象
			化学・生命科学コース	7	〃
			社会基盤工学コース	5	〃
			社会デザインコース	3	〃

注1 詳細は33ページを参照してください。

医 学 部

医学科 推薦B（地域特別枠推薦）

(1) 出願要件等

- ・愛媛県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有すること
- ・幅広い総合的な診療能力を身につけることを通して、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指していること
- ・合格した場合は入学を確約できること
- ・入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関において9年間以上勤務する義務*に同意すること

以上の全てについて学校長が責任をもって推薦できる者で、以下のいずれかに該当するもの

- (1) 愛媛県内の高等学校を令和3年3月以降に卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者
- (2) 愛媛県内において通常の課程による12年の学校教育を令和3年3月以降に修了した者又は令和4年3月修了見込みの者

※詳細については、以下の「愛媛県キャリア形成プログラム」をご覧ください。

（愛媛県医療対策課ホームページ https://www.pref.ehime.jp/h20150/doctorbank/career_keisei.html）

(2) 出願期間等

1) 出願期間

出願情報の登録期間	令和3年10月18日(月) 10時～11月5日(金) 16時
検定料の支払期間	令和3年11月1日(月) 0時～11月5日(金) 16時
出願書類の提出期間	令和3年11月1日(月)～11月5日(金)〔11月5日(金)の消印有効〕
【留意事項】 インターネット出願は、出願情報の登録及び検定料の支払いを行っただけでは出願手続完了にはなりませんので、出願書類を提出期間内に到着するように郵送してください。 なお、出願書類は、出願書類の提出期間内に配達されたもの、及び11月6日(土)以降に配達されたもののうち、11月5日(金)以前の日本国内発信局消印があるものを受理します。直接持参しても受理しません。	

2) 出願手続

詳細については、17ページの「5 出願方法及び出願手続」により手続を行ってください。

(3) 試験期日

（第1次選抜の日時）

令和3年11月20日(土)～11月21日(日)

詳細については、80ページの「試験期日及び試験時間」を参照してください。

(4) 試験場

医学部で実施します。

試験場の位置については、90ページの「13 試験場・試験場案内・交通機関案内」で確認してください。

(5) 選抜方法等

1) 第1次選抜

総合問題、面接、奨学金受給の確認の結果並びに提出された出願書類（推薦書、自己推薦書、調査書、活動報告書）により、合否判定基準に基づき選考し、募集人員の1.5～2倍程度を合格させます。

選抜の結果は、令和3年12月3日(金)に出身学校長及び受験者に送付します。

次のWebサイト（運営会社：大学情報センター）で合格者発表を行います。

アドレス（URL）を事前に「お気に入り（ブックマーク）」に登録の上、合格者発表後にアクセスしていただくと、早く確認ができますので、事前登録をお願いします。なお、本学ホームページでの発表は行いませんので、ご留意願います。

Webサイトでの発表は、参考として閲覧の上、必ず選抜結果通知書により確認してください。

Webサイト	https://daigakuje.jp/ehime_u_goukaku/
掲載期間	令和3年12月3日(金)10時（予定）～12月16日(木)17時

（注） Webサイトにアクセスが集中し、一時的につながりにくい状態になっている時は、少し時間をおいてから、再度アクセスしてください。

第1次選抜により第2次選抜対象となった者は、令和4年1月17日(月)～1月21日(金)の間に、「令和4 共通テスト成績請求票 推薦 国公立推薦型選抜用」を医学部入試係へ提出（郵送のみ）してください。

2) 第2次選抜

大学入学共通テストの成績により、合否判定基準に基づき、合格者を決定します。

(注) 愛媛県の奨学金は学費、生活費相当を貸与するものであり、大学卒業後、研修期間を含め9年間、愛媛県内の指定医療機関で勤務すれば奨学金の返還を免除されるものです。

【奨学金に関する問い合わせ先】

愛媛県庁保健福祉部社会福祉医療局医療対策課医療政策グループ

電話番号 089-912-2449(直通)

E-mail iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp

URL https://www.pref.ehime.jp/h20150/doctorbank/

(6) 大学入学共通テストの利用教科・科目等について

大学入学共通テストの利用教科・科目名 教科・科目の採用方法				大学入学共通テスト の利用方法
国語	国語	1		同頁(5)選抜方法等 の2)第2次選抜を参照
地理歴史	世B, 日B, 地理B	} から1		
公民	倫・政経			
数 学	数Ⅰ, 数Ⅰ・A	から1		
	数Ⅱ, 数Ⅱ・B	から1		
理 科	物, 化, 生, 地学	から2	D	
外国語	英, 独, 仏, 中, 韓	から1		
〔5教科7科目〕				
◆「地理歴史, 公民」において2科目を受験している場合は, 第1解答科目を採用する。 なお, 「地理歴史, 公民」の第1解答科目が指定された科目でない場合は, 合格者選考の対象とはならない。				

- 注1 ◆は, 学部・学科等が指定する教科・科目の範囲内で受験を要する科目数以上を受験している場合の, 科目の採用方法を示します。
 注2 「英語」はリスニングを含みます。「英語」を選択する者(リスニングを免除された者を除く。)は, リーディングとリスニングの両方を必ず受験してください。リーディング又はリスニングのいずれかしを受験していない場合には, 「英語」を受験しなかったものとして取り扱います。
 注3 指定した教科・科目をすべて受験してください。1科目でも受験していない場合は合格者選考の対象となりません。

(7) 大学入学共通テスト及び個別学力検査等の配点

大学入学共通テスト									個別学力検査等		
国語	地理歴史	公民	数 学		理 科		外国語	計	総合問題	面接	計
			①	②	①	②					
200	(100)	(100)	100	100	—	200	200	900	200	200	400

- 注1 () は, 選択科目の配点を示す。
 注2 大学入学共通テストの「英語」は, リスニングを含み, 配点は下記のとおりとする。
 リーディング180点, リスニング20点とする。
 リスニングを免除された者は, リーディング200点とする。

(8) 個別学力検査等の採点・評価基準及び正解・解答例又は出題意図の開示日時等

教科等	採点・評価基準 (一般的基準)	正解・解答例又は 出題意図の開示日時等
総合問題	日本語や英語の論文・文章の内容を的確に把握した上で論述, 解答させることにより, 読解力, 論述力を評価する。また, 数学や理科の基礎的な知識を基にその内容およびそれに関連した事項についての知識, 計算力, 記述力を評価する。	令和4年2月14日(月) 10時 医学部医学科掲示場
面接	面接時の態度や質問に対する応答を通して, 医学を学ぼうとする目的意識や勉学意欲, 自己認識, 協調性, 社会性, 奨学金受給意思などを総合的に判断して採点・評価する。	
出願書類 (推薦書 自己推薦書 調査書 活動報告書)	面接に含めて評価する。	

医学部 学校推薦型選抜Ⅱ

実施学科等名	医学科 (地域特別枠推薦)〔推薦B〕																											
募集人員	5人(現時点での予定であり、今後、臨時増員の認可状況等により変更となることもあります。変更がある場合は、本学のホームページに掲載します。)																											
出願要件	・愛媛県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有すること ・幅広い総合的な診療能力を身につけることを通して、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指していること ・合格した場合は入学を確約できること ・入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関において9年間以上勤務する義務※に同意すること 以上の全てについて学校長が責任をもって推薦できる者で、以下のいずれかに該当するもの (1) 愛媛県内の高等学校を令和4年3月以降に卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 愛媛県内において通常の課程による12年の学校教育を令和4年3月以降に修了した者又は令和5年3月修了見込みの者																											
選抜方法等	(1) 第1次選抜 総合問題, 面接及び奨学金受給の確認の結果により選考し、募集人員の1.5～2倍程度を合格させる。 出願書類(推薦書, 自己推薦書, 調査書, 活動報告書)は面接に含めて評価する。 (2) 第2次選抜 大学入学共通テストの成績により合格者を決定する。 〔大学入学共通テストの利用教科・科目名〕 <table><tr><td>国</td><td>国語</td><td colspan="2">1</td></tr><tr><td>地歴</td><td>世B, 日B, 地理B</td><td colspan="2" rowspan="2">} から1</td></tr><tr><td>公民</td><td>倫・政経</td></tr><tr><td rowspan="2">数</td><td>数Ⅰ, 数Ⅰ・A</td><td colspan="2">から1</td></tr><tr><td>数Ⅱ, 数Ⅱ・B</td><td colspan="2">から1</td></tr><tr><td>理</td><td>物, 化, 生, 地学</td><td>から2</td><td>D</td></tr><tr><td>外</td><td>英, 独, 仏, 中, 韓</td><td colspan="2">から1</td></tr></table> 〔5教科7科目〕			国	国語	1		地歴	世B, 日B, 地理B	} から1		公民	倫・政経	数	数Ⅰ, 数Ⅰ・A	から1		数Ⅱ, 数Ⅱ・B	から1		理	物, 化, 生, 地学	から2	D	外	英, 独, 仏, 中, 韓	から1	
国	国語	1																										
地歴	世B, 日B, 地理B	} から1																										
公民	倫・政経																											
数	数Ⅰ, 数Ⅰ・A	から1																										
	数Ⅱ, 数Ⅱ・B	から1																										
理	物, 化, 生, 地学	から2	D																									
外	英, 独, 仏, 中, 韓	から1																										
インターネット出願受付期間	出願情報の登録期間	令和4年10月18日(火)～11月7日(月)																										
	検定料の支払期間及び出願書類の提出期間	令和4年11月1日(火)～11月7日(月)																										
選抜期日 (第1次選抜)	令和4年11月19日(土)～11月20日(日)																											
合格者発表日	第1次選抜	令和4年12月2日(金)																										
	第2次選抜	令和5年2月10日(金) 10時																										
その他	1 国公立大学の学校推薦型選抜への出願は、1つの大学・学部等に限定されている。 2 この学校推薦型選抜では、地域医療の担い手となるために必要・不可欠な資質を評価・審査するので、合格者数が募集人員に満たない場合がある。 3 入学手続期間 令和5年2月13日(月)～2月20日(月)																											

※詳細については、以下の「愛媛県キャリア形成プログラム」をご覧ください。

(愛媛県医療対策課ホームページ https://www.pref.ehime.jp/h20150/doctorbank/career_keisei.html)

開講年度	2022	開講学期	後学期	医学部			
時間割番号	24376	科目名	早期医療体験実習 [Early Clinical Exposure]			単位数	1
担当教員	竹中 克斗 [TAKENAKA Katsuto]						
科目区分	専門基礎教育科目			対象学生		対象年次	1～1
授業題目							
医療・介護・看護体験実習							
授業のキーワード							
早期体験実習(early exposure), 地域医療(regional medicine), 看護・介護(nursing)							
授業の目的							
Student Doctor として、臨床実習を行う前に、医師となるための人間的な素養を身に付け、意欲を高めるために、看護師や介護師などの他職種を中心に早期臨床実習を行う。							
授業の到達目標							
将来医師として活動するための意欲、関心、態度を身につける。主な内容として、地域医療の実際の現場での体験から医師としての意欲を獲得し、患者、家族や他職種とのコミュニケーション能力を磨く。							
共通教育の理念・教育方針に関わる項目							
2-1) 分子レベルから集団レベルまでの生命現象を解明する適切な方法を指摘し、明らかとなった現象を簡潔に表現して第三者に伝えることができる。 (思考・判断)							
3-1) 都市部から中山間地域や島嶼部までを包含する地域に関心を持ち、将来従事する医療の領域に関わらず医師として社会に貢献する意欲をもっている。(興味・関心・意欲)							
4-2) 医学の進歩のために基礎・社会医学と臨床医学との両面での研究が不可欠であることを認識し、自らも研究マインドをもって医療を行うことができる。(態度)							
愛媛大学学生として期待される能力（愛大学生コンピテンシー）に関わる項目							
広い視野と論理的思考に基づき分析・解釈できる							
様々な状況に応じて適切な対話・討論ができる							
目的達成のために多様な人と協働できる							
社会的関係の中で自分の行動を調整できる							
集団・組織の一員として自覚と誇りをもって行動できる							
地域や国内外の課題を自ら考察し、解決に向けて行動できる							
授業概要							
少数のグループに別れ、病院、医療施設などで医師だけでなく、看護師、介護師、事務などの他職種のメンバーの業務を学ぶ。病棟や施設など患者に直接触れる機会も持つ。そのうえで、医療とは何かを身をもって学習する。							
授業スケジュール							
一週間、医師、看護師、介護師、事務職員などとともに入院または入所患者の対応に当たるほか、小講義を通して勉学する。最後にはまとめのレポートを艇首する。							
授業時間外学習にかかわる情報							
当初、簡単な概説を行うが、医療現場の実情について、参考書などで適切に勉強しておく。また、実習で経験した内容を医学書で確認する。							
成績評価方法							
毎回、コメントシートを提出し、最後は、経験した内容をレポートにまとめ提出する。							
受講条件							
受講のルール							
将来医師となるものとして、恥ずかしくない態度、服装を心がけること。							
教科書（購入の必要のある図書）							
患者は知らない 医者の真実／野田一成:ディスカヴァー・トゥエンティワン, 2016							
参考書（購入する必要はないが、推奨する図書）							
医者とはどういう職業か／里見 清一:幻冬舎, 2016							

教科書・参考書に関する補足情報

授業前後に参考図書を手にとりて見てください。必ずしも購入しなくても良いですが、医療姿勢に対する本を手にとるようになしてください。この機会に教科書を購入してみても良いと思います。

オフィスアワー	月曜日～金曜日 9:00～16:00
連絡先	第一内科
参照ホームページ	
その他	
実務経験	本授業は「実務経験のある教員による授業科目」である。 実際の医療現場で診療等の実務にあたっている様々な職種の医療人(医師や看護師を含む)が、それぞれ勤務している医療機関において学生を指導する。

開講年度	2022	開講学期	後学期	医学部		
時間割番号	24311	科目名	地域医療学 [Community Medicine]			単位数 1
担当教員	川本 龍一 [KAWAMOTO Ryuichi]					
科目区分	専門教育科目			対象学生		対象年次 3～3
授業題目						
地域医療 (Community medicine)						
授業のキーワード						
プライマリ・ケア (primary care)、総合診療学 (general medicine)、家庭医療 (family medicine)						
授業の目的						
地域医療の在り方と現状、課題を理解し、地域医療に貢献するための能力を身につける。地域の医療現場における患者中心のチーム医療の一員としての医師の役割および何科にすんでも大切な基本診療・プライマリ・ケアの重要性を理解する。						
授業の到達目標						
1.地域医療の意義を説明できる。						
2.地域医療における家庭医、総合診療医、臓器別専門医の役割を説明できる。						
3.地域医療、病診連携における基本診療、プライマリ・ケアの重要性を説明できる。						
4.地域医療における連携、広義のチーム医療、インフォームド・コンセント、医療安全の重要性を説明できる。						
5.地域包括ケアについてそれぞれの職種の役割を説明できる。						
6.地域医療における病歴聴取、コミュニケーション能力の重要性を説明できる。						
7.Evidence based medicine (EBM) と narrative based medicine (NBM) を説明できる。						
8.地域に多い日常病について説明できる。						
9.地域医療問題の原因を説明できる。						
10.へき地および離島における地域医療の現状と課題について説明できる。						
共通教育の理念・教育方針に関わる項目						
1-2) 卒後臨床研修に備えて、医療倫理や医療法制・医療経済、医療安全や EBM、医学における科学的手法などについての実践的な知識を有している。(知識・理解)						
2-2) 患者と家族の身体的・心理的・社会的な健康状態および疾病の状態を把握し、情報を総合することによる適確な判断に基づいて、必要な行動を示すことができる。(思考・判断)						
3-1) 都市部から中山間地域や島嶼部までを包含する地域に関心を持ち、将来従事する医療の領域に関わらず医師として社会に貢献する意欲をもっている。(興味・関心・意欲)						
愛媛大学学生として期待される能力（愛大学生コンピテンシー）に関わる項目						
個別の知識や技能を相互に関連づけながら習得できる						
広い視野と論理的思考に基づき分析・解釈できる						
様々な状況に応じて適切な対話・討論ができる						
自らの個性や適性を活かして行動できる						
他者を理解し、他者のために役立つことができる						
授業概要						
この科目は対面での講義を予定しているが、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)をはじめとする様々な事情により、開講形態を遠隔授業 (Microsoft teams を使ったリアルタイムの同期型、あるいは moodle 等を使ったオンデマンドの非同期型)に変更する可能性がある。大学ならびに医学部のウェブサイトや修学支援システム、メール (大学が発行する学生用メールアドレス宛て)などに常に注意を払っておくこと。						
地域医療:1. 離島医療、2. 健康な地域づくり						
家庭医療学:1. 総論、2. 家族の見方、3. 代替医療、4. 医療家系図、5. 子供の健康と家族、6. 老いを考える、7. ライフサイクルと健康						
臨床疫学:1. EBMとNBM、2. 診断的検査の意義、3. 診断的検査の研究デザインに潜むバイアス、4. 治療効果の評価、5. 治療効果の研究デザインに潜むバイアス、6. 臨床判断の基礎						
地域医療の多様性:1. 医療判断学、2. 家庭医による (生活習慣) 禁煙指導、3. 医療を巡る倫理問題、4. 地域に根ざした実践活動						
地域医療を楽しく実践する:1. 地域リハビリテーションの展開、2. 生活習慣病の行動変容、3. 地域医療支援する研究						
地域医療のネットワーク:1. 多職種との連携、2. 地域に住んで実践する地域医療						

地域医療の新機軸:1. 行政からの期待(保健・医療・福祉)、2. 女性医師の生涯設計

授業スケジュール

令和4年度

時 限	テーマ	所属	担当
10月13日 木曜日	6時限 地域医療の理論「総合診療(家庭)医活動のマインド」	地域医療学 川本	
10月14日 金曜日	6時限 地域医療の理論「ライフサイクルと健康」	地域医療学 二宮	
10月20日 木曜日	6時限 地域医療の理論「地域医療における解釈モデルの活用」	地域医療学 川本	
10月21日 金曜日	6時限 地域医療の理論「地域医療でのEBMとNBMの基礎」	地域医療学 川本	
10月27日 木曜日	6時限 地域医療の理論「患者さんの視点」	総合診療科 菊池	
11月4日 金曜日	6時限 地域医療の実践「地域における地域医療資源の活用」	地域医療学 二宮	
11月10日 木曜日	6時限 地域医療の実践「地域医療でのEBMとNBMの実践」	地域医療学 川本	
11月17日 木曜日	6時限 地域医療の実践「地域医療における多職種連携活動」	地域医療学 川本	
11月18日 金曜日	6時限 地域医療の理論「地域医療における面接技法」	地域医療学 二宮	
11月24日 木曜日	6時限 地域医療の実践「総合医と専門医の役割」	地域医療学 徳本	
11月25日 金曜日	6時限 地域医療の実践「身体診察の基本」	総合診療科 菊池	
12月1日 木曜日	6時限 地域医療の実践「地域医療での生活習慣病と行動変容」	地域医療学 川本	
12月2日 金曜日	6時限 地域医療の実践「コミュニケーション」	総合診療科 菊池	
12月8日 木曜日	6時限 地域医療の実践「地域医療での予防医療活動」	地域医療学 川本	
12月9日 金曜日	6時限 地域医療の実践「家庭医による禁煙活動」	非常勤講師 加藤	
12月15日 木曜日	6時限 地域医療の実践「在宅医療」	地域医療学 川本	
12月16日 金曜日	6時限 地域医療の実践「高齢者医療と福祉」	非常勤講師 大原	
12月22日 木曜日	6時限 地域医療の実践「地域医療における腹痛診療」	地域医療学 徳本	
12月23日 金曜日	6時限 地域医療の実践「日常病と臨床推論 1」	総合診療科 菊池	
1月12日 木曜日	6時限 地域医療の実践「日常病と臨床推論 2」	地域医療学 川本	
1月13日 金曜日	6時限 地域医療の実践「日常病と臨床推論 3」	地域医療学 二宮	
1月19日 木曜日	6時限 地域医療の実践「在宅終末期医療」	地域医療学 川本	
1月20日 金曜日	6時限 地域医療の実践「地域医療における研究活動」	地域医療学 川本	
1月26日 木曜日	6時限 地域医療の実践「日常病と臨床推論 4」	地域医療学 徳本	
1月27日 金曜日	6時限 テスト	地域医療学 川本	
先端医学	6時限 地域医療の実践「病院運営と患者ケア」	非常勤講師 宮岡	
	6時限 地域医療の実践「地域医療での心のケア」	非常勤講師 山岡	
	6時限 地域医療の実践「バングラデシュでの活動」	非常勤講師 宮川	

授業時間外学習にかかわる情報

講義の内容を確認し(上記参照)、予め関連する部分を読んで質問をまとめておくこと。

成績評価方法

出席態度「毎回のコメント・シート(ミニッツ・ペーパー)を評価対象とする」、学習状況、発表状況・態度、提出レポート、試験等により行う。なお、出席が3分の2に満たない場合には成績判定の対象となりません(単位修得は不可)。

受講条件

受講のルール

教科書(購入の必要のある図書)

この一冊で在宅患者の主治医になれる／飯島克巳編著:南山堂, 2002

家族志向のプライマリ・ケア／1. S. H. マクダニエルら著、松下 明監訳:シュプリンガーフェアラーク, 2006

診療所マニュアル第3版／地域医療振興協会:メディカルサイエンス社, 2011

国試・改訂コアカリ対応 地域医療学入門／監修 日本医学教育学会地域医療教育委員会 ・全国地域医療教育協議会 合同編集委員会:診断と治療社, 2019

研修医・指導医のための地域医療・地域保健／河野康公・福井次矢・倉本 秋・米田 博編集:金芳堂, 201	
参考書（購入する必要はないが、推奨する図書） 在宅医療テキスト http://www.zaitakuiryō-yuumizaidan.com/index.html	
教科書・参考書に関する補足情報 —	
オフィスアワー	月曜日から金曜日:午前 8:30—午後 5:00
連絡先	愛媛大学大学院医学系研究科地域医療学講座 西予市地域サテライトセンター 電話:0894—72—0180 FAX:0894—72—0938
参照ホームページ	http://www.m.ehime-u.ac.jp/school/community.med/
その他	地域医療の現場での体験は貴重です。実習は年中受け入れます。 本授業は「実務経験のある教員による授業科目」である。 医師としての資格を有し実際に附属病院等で臨床実務にあたる教員が、その経験と見識を生かして、講義で得られた知識を臨床現場に应用するという観点から解説を行う。
実務経験	本授業は「実務経験のある教員による授業科目」である。 地域医療現場での診療・教育。

地 域 医 療 学

導入型臨床実習

導入型臨床実習と診療型臨床実習は、基本的には同様のスケジュールで実習をおこなうが、後者ではより診療チームの一員として治療に参加し、診療業務を分担しながら医師としての態度、技術、知識を習得する。

1 実習目的

地域医療学実習では、第一線現場での地域医療を体験し、実践に触れることにより地域医療への動機を明確にする。大学とは異なる臨床現場での見聞や感動を通してプライマリ・ケアの概念や重要性を知るとともに、医療と保健・福祉の連携による効率化や地域貢献の実際を知る。また、そうしたなかで患者さんや先輩医師、スタッフと接しながら医療のあり方を考える。

- 1) 医療面接、身体診察の技能の向上を図るとともに、外来診察実習を行う。指導教員のもとで、初診患者について診察を行い、診断や治療計画等を立案する。
- 2) 地域医療の実践に必要な知識と技術のみならず、地域医療のやりがい、楽しさ、喜び、誇りといった態度を学ぶ。
- 3) 実習内容には、外来診療や病棟実習のみならず、地域医療活動（保健、福祉分野等）も積極的に取り入れる。

【一般目標】

地域医療に貢献する能力を身につけるために、体験学習をとおして地域医療の現状および課題を理解し、地域医療における医師・患者関係および医療・福祉・介護のネットワークを学び、地域住民が必要とする医療について考える。

【到達目標】

- 1) 地域医療に求められる役割と機能および体制等、地域医療の在り方を概説できる。
- 2) へき地における地域医療の現状と課題について説明できる。
- 3) 医師の偏在（地域および診療科）の現状について説明できる。
- 4) 地域における、保健（母子保健、老人保健、精神保健、学校保健）・医療・福祉・介護の分野間の連携の必要性について説明できる。
- 5) プライマリ・ケアの必要性を説明できる。
- 6) 地域における、救急医療、在宅ケアの体制を説明できる。
- 7) 患者、医療スタッフ、地域住民と良好にコミュニケーションする。
- 8) 地域医療に積極的に参加・貢献する。

【行動目標】

- 1) 地域中核病院における病棟診療，外来診療に参加する。
- 2) 地域中核病院における救急医療（当直）に参加する。
- 3) 診療所における外来診療に参加する。
- 4) 訪問診療，訪問看護に参加する。
- 5) 保健所における業務に参加し，保健活動を体験する。
- 6) 介護保険施設における福祉，介護を体験する。
- 7) 医療スタッフと地域医療について語り合う。
- 8) 行政関係者や地域住民と医療について語り合う。

2 指導スタッフ（指導体制）

教 授：川本 龍一 [REDACTED]
教 授：熊木 天児 [REDACTED]
准教授：徳本 良雄 [REDACTED]
助 教：二宮 大輔 [REDACTED] 菊池明日香 [REDACTED]
現地指導医： [REDACTED]（愛媛県立南宇和病院） [REDACTED]（愛媛県立南宇和病院）
[REDACTED]（愛南町国保一本松病院） [REDACTED]（宇和島市立津島病院）

メディカルスタッフ

実習場所：西予市立野村病院 （TEL：0894-72-0180）（西予市地域サテライトセンター）
久万高原町立病院 （TEL：0892-21-1120）（久万高原町地域サテライトセンター）
愛媛県立南宇和病院 （TEL：0895-72-1231）（愛南町地域サテライトセンター）
愛南町国保一本松病院（TEL：0895-84-2255）（愛南町地域サテライトセンター）
宇和島市立津島病院 （TEL：0895-32-2011）

＊地域医療実習では，少数人数での参加型実習を行っている。そのため愛媛県内で地域包括ケアに積極的に取り組んでいる5か所の施設で実施予定である。あらかじめ，自分がどの施設で実習を行うかを確認し，実習施設の指示に従い集合すること。

3 週間予定表

- 1) 集合場所・時間：西予市立野村病院 （8：00までにサテライトセンター）
：久万高原町立病院 （8：20までに院内在宅支援センター）
：愛媛県立南宇和病院 （9：55までに2階医局）
：宇和島市立津島病院 （10：00までに事務長室）

＊月曜日が休日等で火曜日が初日となる場合も同様。

モデル（西予市立野村病院）

日程	月	火	水	木	金
午前6：30～		早朝回診	早朝回診	早朝回診	早朝回診
午前	オリエンテーション 外来実習 訪問看護 病棟実習	訪問看護 外来実習 介護実習	内視鏡 超音波等検査	病棟実習 介護実習 訪問看護	介護実習 病棟実習 外来実習
午後0：30～	抄録会	褥瘡回診	レ線カンファレンス	在宅カンファレンス	病棟総回診
午後	訪問診療 特養回診	コメディカルツアー	健康教室 外来診療，特養 回診	出張診療 （移動診療車）	訪問診療 まとめ
希望により	当直	当直	当直	当直	

実習内容

- (1) 全人的医療 (2) コミュニケーション
 (3) 地域包括ケア：保健・医療・福祉の連携
 (4) 外来診療 (5) 在宅ケア (6) 病診連携
 (7) EBM (8) 救急医療 (9) 学校医業務
 (10) 医療行政 (11) ホスピス

注意 ・学生が特に希望する学習内容等があれば相談する。
 ・実習担当官が実習現場（実習指導医）を指定する。
 ・基本的にはクリニカルクラークシップを行う。

4 学習目標

1) 必ず学習するもの

- ・外来診療（初診患者，慢性疾患再来患者，救急患者）
- ・入院診療
- ・医療面接（問診，Medical communication skill，地域情報を背景にしたコミュニケーション）
- ・身体診察法（短い時間で行う診療法）
- ・診断の進め方（特にありふれた病気の鑑別診断）
- ・検査の選択法
- ・患者への説明と患者の決定支援
- ・療養指導，服薬指導（特に慢性疾患）
- ・紹介（コンサルテーションとリファー）の方法

2) 可能ならば学習するもの

- ・予防活動

健診 乳幼児健診，保育所・幼稚園・学校健診，職場健診，人間ドック，
予防接種，個別接種，集団接種，健康学習，子育て支援，育児相談，
母親教室，子育て教室，生活習慣病教室，特定検診・特定保健指導，
病態別集団教育

・地域機関の働き

市町村保健福祉センター，市町村役場担当課

・老人医療，障害者医療，介護，在宅医療

・デイサービス，デイケア

・施設の医療

身体障害児（者）および知的障害児の通園施設，授産施設，更生施設，
介護型有料老人ホーム，特別養護老人ホーム，介護老人保健施設，
療養型病床群，老人病院，特別許可老人病院，介護力強化病院

・他の地域機関の働き

福祉事務所，児童相談所，在宅介護支援センター，訪問看護ステーション

5 施設ごとの具体的到達目標・行動目標

中核病院における病棟実習

- ①患者を1週間にわたり担当する。
- ②担当患者の間診，診察を行い，日々の変化を主治医，あるいは看護師へ報告し，対処法について検討する。
- ③担当患者の疾患のみならず，家族，暮らしている環境，地域について理解する。
- ④担当患者の処置，検査，手術，リハビリ等に立ち会い，指示された役割を果たす。
- ⑤担当患者の主治医意見書，訪問看護指示書，訪問リハビリ指示書等の草案を作成する。
- ⑥病棟患者の看護的業務の介助を行う。
- ⑦病棟カンファレンスや医療ソーシャルワーカー（MSW）の業務見学などを通じて，病院とその他の医療，介護・福祉施設との医療連携について理解する。
- ⑧機会があれば臨終に立会い，死後処置などを見学する。
- ⑨任された業務において，責任を持って患者に貢献するよう努める。

中核病院における救急（当直）実習

- ①指導医とともに夜間当直を行なう。
- ②指導医の指導・監視の下，診察を行なう。
- ③指導医の指導・監視の下，検査（心電図，検尿，採血など）を行う。
- ④指導医の指導・監視の下，治療（創傷処置，止血，縫合など）を行う。
- ⑤気管内挿管，心臓マッサージ，電気的除細動の介助，見学を行う。
- ⑥指導医の許可の下，患者，家族への病状説明に同席する。

- ⑦地域における救急医療および災害医療の体制を理解する。
- ⑧救急隊からの救急患者受け入れの流れを理解する。

中核病院における外来実習

- ①初診患者の問診，身体観察を行い，診断・治療方針を自ら考える。
- ②指導医の外来診察を見学し，患者－医師関係，臨床推論の仕方を理解する。
- ③再来患者の問診，血圧・体温・酸素飽和度（SpO2）測定を行う。
- ④外来における処置の介助を行う。

診療所における外来実習

- ①指導医の診察を見学し，医師－患者コミュニケーションや診察における技能や態度を学習する。
- ②初診患者の問診および身体診察を行い，臨床推論を立てる。
- ③再来患者の血圧・体温・酸素飽和度（SpO2）測定を行う。
- ④指導医の指導・監視の下，心電図，超音波検査を行う。
- ⑤リハビリの介助を行う。
- ⑥創傷処置，皮膚消毒，包帯交換の見学，介助を行う。
- ⑦患者・家族へのインタビューから住民が診療所に期待する思いを理解する。

訪問診療実習

- ①訪問診療（往診）に同行する。
- ②訪問先で血圧・体温・酸素飽和度（SpO2）測定，身体診察などを行う。
- ③患者の異変を察知する努力をする。
- ④患者および家族とのコミュニケーションを図る。
- ⑤患者および家族との会話から，在宅医療のメリット・デメリットを考える。
- ⑥患者の家族構成・居住環境を確認し，問題点とその解決策を考える。
- ⑦患者に必要な医療，福祉，介護について考える。

訪問看護実習

- ①訪問看護に同行する。
- ②訪問先で血圧・体温・酸素飽和度（SpO2）測定，身体診察などを行う。
- ③看護的業務（体位交換，おむつ交換，移送など）の介助を行う。
- ④患者および家族とのコミュニケーションを図る。
- ⑤患者および家族との会話から，在宅医療のメリット・デメリットを考える。
- ⑥患者の家族構成・居住環境を確認し，問題点とその解決策を考える。
- ⑦患者に必要な医療，福祉，介護について考える。

福祉施設における実習

- ①看護的業務（体位交換，おむつ交換，移送など）の介助を行う。
- ②入浴介助，食事介助などを手伝う。
- ③リハビリテーションに参加し，介助を行う。
- ④入居者と懇談する等，コミュニケーションを図る。
- ⑤ケア・カンファレンスに参加する。

市町村行政での実習

- ①市長あるいは事務長などから地域医療の現状について話を聞く。
- ②その地区の医療・保健・福祉のネットワークについて理解する。
- ③乳幼児健診などに参加し，介助を行う。
- ④住民の健康相談に立ち会う。
- ⑤地域住民の医療ニーズを理解する。

大 項 目	中 項 目	小 項 目	チェック	備考
診療の基本	Medical Communication Skill 身体診察 検査・治療 診断過程の理解 外来診察実習	あいさつ アイスブレーキング，開かれた質問と閉じた質問 主訴・来診理由の把握，非言語的メッセージ 解釈モデル，個人プロフィール（生活信条，生きがい，健康観，疾病観，生活習慣） 医療家系図（Family Tree） 系統的身体診察（身体所見のとり方），インフォームドコンセント 鑑別診断，感度，特異度，尤度比，ROC曲線 外来診療の特殊性の理解		
地域医療機関での活動	外来診療 入院診療	外来診察見学，設定に応じた診療 医療機関の特徴を生かした診療，病棟での患者教育，地域との継続性を意識した退院前指導		
地域の理解	地域の地理 地域の社会経済事情 地域の医療事情 諸先輩の活動の歴史	自然風土，気候 経済活動，生産活動，政治風土，社会問題 医療制度，医療資源，医療費，医療機関の分析 派遣先の事情，実績，問題点		
問題解決の手法としてのEvidence-based Medicine	問題設定 情報収集 情報の吟味 患者への適用	問題の抽出，真のアウトカムと代理のアウトカム，問題の定式化（PECO） PubMedの利用，UptoDateの利用 妥当性の評価，Intention to Treat Analysis Randomized Controlled Trial，RRR，ARR，NNT 患者への適用		
在宅ケア	在宅ケアにかかわる 問題点 医療保険 介護保険	家族，介護者に生じる問題，在宅ケアへの移行の方法 保険診療，訪問診療，訪問看護 介護保険のしくみ，主治医の意見書，介護サービス計画の立案と実行		
保健・予防活動	健康教育／健康学習 健康診断 医療との連携 予防医学	健康講和／健康学習 患者教育（集団，個人） 乳児健診，学校健診，住民健診 連絡会議など，予防接種		
地域福祉活動	施設と機能 医療との連携	デイケア，デイサービス 地域リハビリテーション 連絡会議など		
地域活動	医師の役割	行政との懇談 医師会との会合		
産業保健	産業医	産業医の職務と職責		
職員教育	職員教育	コメディカルスタッフの教育		

6 水準リスト

水準	レベルⅠ 指導医の指導・監督の下で実施されるべき	レベルⅡ 指導医の実施の介助または見学が推奨される
診察の基本	臨床推論，診断：治療計画立案，EBM，診療録作成，症例のプレゼンテーション	
一般手技	・看護的業務 体位交換，おむつ交換，移送 ・処置 皮膚消毒，包帯交換，外用薬塗布，湿布 気道内吸引，ネブライザー 導尿，浣腸 ギプス巻き 胃管挿入 尿道カテ挿入抜去 ・注射 皮内，皮下，筋肉，静脈（末梢） ・診療記録（症状経過のみ学生のサインとともに書き入れ，主治医のサインを受ける） ・健康教育（一般的内容に限る）	・精神療法 ・処置 中心静脈カテ挿入 動脈採血・ライン確保 腰椎穿刺 膀胱洗浄 ドレーン挿入・抜去 全身・局所麻酔，輸血 眼球に直接触れる治療 ・診療記録 各種診断書・検案書・証明書の作成 ・家族への病状説明
外科手技	・外科的処置 清潔操作，手洗い，ガウンテクニック 抜糸，止血，膿瘍切開，排膿，縫合，消毒・ガーゼ交換，手術助手 ・その他 作業療法（介助）	・外科的処置 各種穿刺による排液
検査手技	・尿検査 ・末梢血塗抹標本 ・微生物学的検査（G染色を含む） ・経皮的酸素飽和度モニター ・生理学的検査 12誘導心電図，心音図 脳波 呼吸機能（肺活量等） 聴力，平衡機能 視野，視力 ・画像診断 超音波検査（心・腹部） MRI（介助） ・放射線医学検査 単純X線撮影（介助） ・消化管検査 直腸鏡，肛門鏡 ・採血 耳朶・指先など毛細血管，静脈（末梢），動脈（末排） ・妊娠反応検査 ・血液型判定 ・穿刺 嚢胞（体表），膿瘍（体表），胸腔，腹腔，骨髓 ・その他 アレルギー検査（貼付）発達テスト	・眼球に直接触れる検査 ・生理学的検査 脳波検査（判読） 筋電図 ・消化管検査 食道，胃，大腸，気管，気管支などの内視鏡検査 ・採血 小児からの採血 ・穿刺 腰椎，バイオプシー ・その他 知能テスト，心理テスト
診察手技	・医療面接 ・全身の視診，打診，触診 ・簡単な器具（聴診器，打鍵器，血圧計など）を用いる診察 ・直腸診 ・耳鏡，鼻鏡，検眼鏡による診察	
救急	・バイタルサインチェック ・気道確保（エアウェイによる）， ・人工呼吸，酸素投与，心マッサージ，電氣的除細動	・救命治療（二次救命処置）

7 実習の評価方法（導入型臨床実習と診療型臨床実習共通）

- 1) 指導者による学生の形成的評価と即時フィードバック（学生評価シート）
- 2) 現地スタッフによる360° 評価
- 3) 学生による実習指導医評価（実習指導医評価シート，アンケート）
- 4) 学生による毎日のポートフォリオ，自己評価（導入型臨床実習のみ実習レポート）

*地域医療学講座ホームページより毎日入力のこと

*実習終了後2週間以内にワードで作成したレポートを地域医療学秘書：[]（メール：[]）宛てに提出のこと

実習レポート作成要領

(1) 表紙

- ・学籍番号 学生氏名，出身都道府県，実習期間，実習施設名
（本文 表紙の上記項目につづけて同ページから記載すること）

(2) 実習施設とその地域の概要（簡単で可）

(3) 実習内容

- ・実習予定表作成 {項目を明記：外来（総合，専門），病棟診療，小外科（処置など），救急医療（当直含む），訪問診療，保健・福祉活動，健康教育，学校医業務，カンファレンス（症例検討会，介護保健サービス担当者会議など），病診連携，医療行政等，その他具体的に（すべてを網羅する必要はない)}
- ・項目の詳細と自己（に対する）評価

5段階評価：Aかなり優れている B 良い C 普通 D 劣る E かなり劣る
--

(4) 考察

- ・実習から何を学んだか。また，それを今後の学習や将来の医師としての仕事にどう反映させたいか，などについて記述する。
- ・実習前，中，後を通しての感想，意見，提案などについても附記する。
- ・地域医療への提言を大いに期待している。

(5) 謝辞（現地スタッフへ）

(6) 参考文献（適宜）

備考

(1) レポート用紙・書式・図表

- ・用紙：A 4 版，縦入れ，横書き，余白は上・下・左右各 2 cm，6 枚以内
- ・文字：明朝体，10 ～ 12ポイント（表題，強調箇所は適宜）
- ・図表：本文中に挿入可
- ・引用：引用した資料や図表は出典を明記する。

8 実習時の注意

- 1) 事前にオリエンテーションを行う。
- 2) 大学と現地との間の移動の際は，事故や遅れのないよう注意すること。
- 3) 不測の事態が生じた場合は，地域医療学教員または現地指導医の指示を仰ぐこと。
- 4) 患者に関して知り得た情報についての守秘の原則を理解すること。
- 5) 指導医と行動をともにすること。
- 6) 実習先の医療機関での定例の集会には必ず出席すること。
- 7) 介護実習ではトレーニングウェアがあると便利。

地域医療学 臨床実習（選択型）

臨床実習での注意事項

【久万高原町立病院】

1. 実習初日、また実習中は毎日、朝 8：20 に病院の在宅支援センター集合。
2. 介護実習も行います。Tシャツ・短パン（濡れてもいいもの）と室内履き（スリッパではなく靴）を持参のこと。
3. 実習前日から宿泊する場合は、前週の金曜日までに病院へ連絡。
連絡先：（0892-21-1120：愛大の実習の件と申し出ること。）
4. 食事は原則、昼食（350 円）を病院が用意（初日の午前中にご希望を聞きます）。朝食（210 円）が必要な場合には食堂内のリストに初日に必要である旨を丸印で記録すること。
5. 職員駐車場（場所は現地で必ず確認しておく）に駐車のこと。
6. 最終日、実習終了時に部屋を整頓し、食事代およびシーツクリーニング代の支払いを医事課で済ませてから帰宅すること。
7. パワーポイント入りのノートパソコンを班で 1 台は準備すること。
8. 宿直室はインターネット（無線 LAN）対応しています。PC 持参の場合、最新のウイルス対策をお願いします。
9. 実習アンケート等の入力について
地域医療学講座ホームページから入力
(<https://www.m.ehime-u.ac.jp/school/community.med/>)
 - 1) 実習前日に、学習者のニーズ・実習前アンケートの入力は済ませておく。
（施設ごとの入力は不要）
 - 2) 実習中は日々の活動記録、実習後は実習後アンケート・実習評価票・実習報告書を入力すること。（施設ごとに入力）
10. レポート提出（実習終了後 2 週間以内）
＜提出先＞
地域医療学講座秘書 [REDACTED]
[REDACTED]
cc： [REDACTED]（地域医療学講座 准教授 徳本良雄）

臨床実習での注意事項

【宇和島市立津島病院】

1. 実習初日は、午前 10 時までに事務局長室に集合。オリエンテーション後実習に入ります。（病院の正面玄関入って右側奥。総合案内でお声掛けください。）＊前日入りしている場合は、集合時間を変更する場合があります。
2. 介護実習の際には、作業のできる服装（Tシャツ・短パン等）と上履きを準備しておく と 便利 です。
3. 食事(自己負担)は、病院で用意できます。実習開始日の 7 日前までに下記により、また、前泊希望があれば病院事務局までご連絡ください。

実習中の食事予約について （例：5/10～14 実習）

ふりがな 氏 名			性 別		
			連絡先		
	食事（必要○・不要×）				備 考
	朝食@190	昼食@260	夕食@250		
令和 3 年 5 月 10 日(月)					
令和 3 年 5 月 11 日(火)					
令和 3 年 5 月 12 日(水)					
令和 3 年 5 月 13 日(木)					
令和 3 年 5 月 14 日(金)					終了日

食 事：日清医療食品（病院委託業者）※食事代には、別途消費税が必要

事務局：津島病院 事務局長

TEL 0895-32-2011（内線

E-mail

4. 駐車場は、職員駐車場を使用してください。
5. PC持参の場合は、最新のウイルス対策をお願いします。
6. 期間中、「院内健康教室」を担当していただきます。
7. 実習アンケート等の入力について
地域医療学講座ホームページから入力
(<https://www.m.ehime-u.ac.jp/school/community.med/>)
- 1) 実習前日に、学習者のニーズ・実習前アンケートの入力は済ませておくこと。（施設ごとの入力は不要）
- 2) 実習中は日々の活動記録、実習後は実習後アンケート・実習評価票・実習報告書を入力すること。（施設ごとに入力）
8. レポート提出（実習終了後 2 週間以内）

<提出先>

地域医療学講座秘書

県立南宇和病院 臨床実習注意事項

2021 年 4 月 1 日
愛媛県立南宇和病院

1. 駐車場は、外来患者用を使用してください。職員専用駐車場には駐車しないこと。
2. 集合場所は 2 階医局です。正面玄関から入り、体温を測定し、アルコールで手指消毒をして、階段を上がり、左方向に進み、左折した先の右側が医局です。
3. 初日の集合時間は 9:55 です。オリエンテーション後、実習に入ります。
前泊している場合は、さらに早い時間からの開始が可能です。ご相談ください。
4. 初日の昼食は、各自用意してください。2 日目からは 1 階の売店に弁当等あります。
5. 2 日目以降の集合時刻・解散時刻は、オリエンテーションで伝達します。
6. 病院外での実習がありますので、次のものを用意してください。
 - ・介護実習 Tシャツ・短パン（濡れてもいいもの）、室内用シューズ
 - ・農家訪問 農作業ができる長袖シャツ、帽子（キャップ）、畑を歩ける靴
7. 宿泊については、別紙を確認してください。（青い国ホテル）
8. 連絡先
愛媛県立南宇和病院
798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲 2433-1 電話 0895-72-1231
指導医 ■■■■■、事務担当 ■■■■■
愛南町立一本松病院
798-4408 南宇和郡愛南町一本松 5056-2 電話 0895-84-2255
指導医 ■■■■■、事務 ■■■■■
9. 実習アンケート等の入力について
地域医療学講座ホームページから入力
(<https://www.m.ehime-u.ac.jp/school/community.med/>)
 - 1) 実習前日に、学習者のニーズ・実習前アンケートの入力は済ませておく。
（施設ごとの入力は不要）
 - 2) 実習中は日々の活動記録、実習後は実習後アンケート・実習評価票・
実習報告書を入力すること。（施設ごとに入力）
10. レポート提出（実習終了後 2 週間以内）
＜提出先＞
地域医療学講座秘書 ■■■■■
■■■■■

臨床実習での注意事項

【西予市立野村病院】

1. 集合場所はサテライトセンター（病院玄関入って左側）
2. 時間は8:00までに集合。オリエンテーション後、実習に入ります。
3. 介護実習の際のTシャツ・短パン（濡れてもいいもの）、室内用シューズを持参すること。
4. 食事（1食¥300）は原則、朝・昼を病院が用意。最終日に寝具使用料（¥200）とあわせて代金を徴収します。
5. 前日から宿泊希望する場合、前週の水曜日までに、必ず講座秘書の〇〇〇〇までメールで連絡を。

*前日宿泊できない場合もあります。

6. 駐車場は、外来患者用を使用。

*職員専用駐車場には停めないこと。

- ## 7. その他

- ・バスタオル等は置いていません。
- ・洗濯機、乾燥機（コイン式）は病院設置のものを使用できますが、洗剤は各自で用意して下さい。
- ・宿直室はインターネット（無線 LAN）対応しています。PC 等は最新のウイルス対策をお願いします。

- ## 8. 実習アンケート等の入力について

地域医療学講座ホームページから入力

(<https://www.m.ehime-u.ac.jp/school/community.med/>)

- 1) 実習前日に、学習者のニーズ・実習前アンケートの入力は済ませておく。
(施設ごとの入力は不要)
 - 2) 実習中は日々の活動記録、実習後は実習後アンケート・実習評価票・
実習報告書を入力すること。(施設ごとに入力)
9. レポート提出(実習終了後2週間以内)

＜提出先＞

地域医療学講座秘書

令和3年4月1日
地域医療学講座

南宇和病院実習班の学生各位

宿泊施設についてのお知らせ

＜宿泊施設＞

青い国ホテル

南宇和郡愛南町御莊平城 3929-3 0895-72-2131

- ①月曜日～金曜日の4泊、禁煙シングルで手配します。
(月曜日が祝日の場合は火曜日からの3泊)
- ②前泊希望の場合は、実習週の前週に各自でホテルに連絡してください。
- ③1泊5,800円です。
5,800円×泊数で領収書も書いてもらうように、ホテルのスタッフにはお伝えしています。
- ④宿泊費は一旦各自でお支払いいただき、後日、講座予算から振込になります。
(前泊分も可能。宿泊費のみで食事代等は不可)
- ⑤実習後、領収書と銀行振込願・通帳の写しを経理チームに必ず提出してください。(口座の登録をしている方は、領収書のみ)
- ⑤については実習中に[]からも再度連絡を入れます。

不明な点があれば早めに講座秘書 ■■■ まで



4 医対第 520 号
令和 4 年 8 月 16 日

厚生労働省医政局長 様

愛媛県保健福祉部長 菅 規行

地域の医師確保のための入学定員増に係る誓約書

令和 4 年 8 月 10 日付け 4 文科高第 627 号、医政発 0810 第 4 号に基づき、下記のとおり、令和 5 年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。

地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に沿って、地域枠入学者が地域に定着するよう取組を行います。

記

増員数

15 名

・愛媛大学医学部における地域枠：15 名

担当：愛媛県保健福祉部社会福祉医療局
医療対策課

医師確保対策担当 杉野、西田

電話番号：089-912-2449

目 次

1 「地域特別枠(推薦B)」の実施状況について	・・・p.2
2 入学者選抜方法について	・・・p.3
3 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与制度について	・・・p.3

学生の確保の見通し等を記載した書類

1 「地域特別枠（推薦B）」の実施状況について

入学年度	募集人員	志願者	受験者	1次選考 合格者	2次選考 合格者	入学者	倍率※1
平18	5	28	28	9	5	5	5.6
平19	5	26	26	9	5	5	5.2
平20	5	46	46	10	5	5	9.2
平21	10	44	44	17	10	10	4.4
平22	10※2	34	34	16	10	10	3.4
平23	愛媛県 15	36	36	24	15	15	2.4
	香川県 2	8	8	4	1	1	8.0
平24	愛媛県 15	60	60	24	15	15	4.0
	香川県 2	8	8	4	2	2	4.0
平25	17	63	63	28	17	17	3.7
平26	17	73	73	30	17	17	4.3
平27	20	90	90	33	20	20	4.5
平28	20	64	64	35	20	20	3.2
平29	20	60	60	33	20	20	3.0
平30	20	69	69	38	20	20	3.5
平31	20	79	79	35	20	20	4.0
令2	20	72	72	40	20	20	3.6
令3	20	79	79	40	20	20	4.0
令4	20	63	63	36	20	20	3.2

※ 1 倍率は、受験者を最終合格者（2次選考合格者）で除したもの。

※ 2 平成22年度は、地域特別枠コースの入学定員を7名増員したが、一般入試（前期日程）において受験生を募集し、選抜した。

平成18年度から、特別入試（推薦入試）の枠内に、愛媛県内の高等学校等出身者を対象とした「地域特別枠（推薦B）」を導入し、将来、地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有し、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指す者を選抜してきた。当初は募集人員を5名とし、平成21

年度には10名、平成22年度には17名と変更してきたが、募集人員を充足できている状況である。平成27年度からは3名増員し、計20名の募集人員としたものの、その後も3倍以上の倍率で推移しており、入学者は十分充足できるものと考えている。

2 入学者選抜方法について

地域における医師確保のための取組として、平成18年度から愛媛大学医学部医学科「地域特別枠（推薦B）」（令和4年度募集人員20名）を実施しており、令和5年度も引き続き、計20名（15名の再度の定員増を行った場合の募集人員）の学生募集を行う。本選抜では、次のとおり、愛媛県内の高等学校等出身者（卒業見込みの者を含む。）で、愛媛県の奨学金（愛媛県地域医療医師確保奨学金）を受給する意思のある者から、受験生を募集する。

① 出願要件等

愛媛県内の高等学校等を令和4年3月に卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者で、地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有し、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指しており、かつ、合格した場合は入学を確約でき、入学した場合は愛媛県の奨学金を受給する意思のある者

② 募集人員

20名（15名の再度の定員増を行った場合の募集人員）

③ 選抜方法等

・第1次選抜

総合問題、面接及び奨学金受給の確認の結果により選考する。出願書類（推薦書、自己推薦書、調査書、活動報告書）は面接に含めて評価する。

・第2次選抜

大学入学共通テストの成績により、可否判定基準に基づき、合格者を決定する。

3 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与制度について

平成21年度から、愛媛大学医学部医学科「地域特別枠（推薦B）」で入学した者全員に地域医療医師確保奨学金を貸与している。貸与期間等は、次のとおりである。

① 貸与期間

大学在学期間（6年間を限度）

② 貸与額

- ・ 入学料： 282,000 円（1年次のみ）
- ・ 授業料： 535,800 円／年（1年次から5年次まで）
※6年次については、「愛媛大学授業料及び寄宿料免除等取扱規程第8条」に基づき免除
- ・ 生活費： 100,000 円／月（1年次から6年次まで）

③ 返還免除

卒業後9年間（3年間の初期・後期研修期間を含む。）知事指定医療機関で勤務した場合

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	ニシ ヒロシゲ 仁科 弘重 ＜令和3年4月＞		農学博士		愛媛大学 学長 (令和3.4～令和6.3)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。